

平成24年第4回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成24年12月13日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成24年12月17日	9時30分	議長	後藤信八	
及び宣告	散会	平成24年12月17日	15時32分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	神前輔行	出	8番	大山勝代	出
	2番	久保山義明	出	9番	片山一儀	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
	7番	鳥飼勝美	出			
会議録署名議員	9番	片山一儀	10番	品川義則		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(主幹) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	健康福祉課長		眞島敏明	
	副町長	田代正好	こども課長		内山十郎	
	教育長	大串和人	農林環境課長		松雪靖弘	
	総務課長	小野龍雄	まちづくり推進課長		天本正弘	
	企画政策課長	木村司	会計管理者		毛利俊治	
	財政課長	城本好昭	教育学習課長		内山敏行	
	税務住民課長	天本政人				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 第39号議案 | 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について                      |
| 日程第2 | 第40号議案 | 基山暴力団排除条例の一部改正について                          |
| 日程第3 | 第41号議案 | 基山町議会会議規則の一部改正について                          |
| 日程第4 | 第42号議案 | 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について |
| 日程第5 | 第43号議案 | 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第5号））   |
| 日程第6 | 第44号議案 | 平成24年度基山町一般会計補正予算（第6号）                      |
| 日程第7 | 第45号議案 | 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                |
| 日程第8 | 第46号議案 | 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）                   |
| 日程第9 |        | 委員会付託                                       |

～午前 9 時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 第39号議案

○議長（後藤信八君）

日程第 1. 第39号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。久保山議員。

○ 2 番（久保山義明君）

第39号議案ですね。放課後児童クラブ条例の第 4 条中「小学校 4 年生」を「小学校 6 年生」に改める、この件についてお尋ねいたします。

まず、これは放課後児童クラブの指導員さんとの協議は十分に行われ、また同意を得られたものと認識してよろしいでしょうか。

それと、指導員の待遇改善ですね、例えば時間給の見直し、人員の増員、男性指導員の確保など、これらを含めた協議がされたのかどうかをお尋ねいたします。

最後に、これは町長にお答えいただきたいんですけども、国の施策であります放課後児童クラブ、学童保育、放課後子ども教室、放課後子どもプラン、これらの違いをお尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

それでは、久保山議員の御質問にお答えいたします。

まず 1 点目の指導員、4 年生から 6 年生への延長について指導員の同意を得たのかということですが、これにつきましても事前の段階で指導員さんと協議をさせていただいて、6 年生まで延長することによる問題点というか、指導する中での問題点等も協議しながら一定の御理解はいただいているところですので、あと細かい点の話を詰めさせていただいている現状でございます。

それと、待遇改善等の協議についてもということですが、賃金につきましては全体の非常

勤、臨時職員さんとの絡みもございますので、その点については今後研究をすべきところかと思えますけれども、あと、人員等につきましても今年度につきましても年度途中で再募集をかけたりとかそういった部分がございますので、町としましてもなるべく多くの方に登録、応募をいただいて、なるべく働きやすいような体制をつくりたいというふうには考えております。ただ現在の勤務体制とか体系につきましても、あわせて指導員さんのほうとは協議をさせていただいているところでございます。

○議長（後藤信八君）

男性。いいですか。あと、制度の違い。小森町長。

○町長（小森純一君）

私にということでございますけれども、放課後児童クラブ、そのほか子供を取り巻くいろんな施策というのは国の施策というのもございます。何々をおっしゃったか、ちょっと私もここにメモし損なったんですけれども、それらのいろいろな定義は私もはっきりしたことは存じておりません。それぞれやはりその機能機能があって、そういう施策があるもんだというふうには認識はしております。細部にわたって、何か課長のほうから、答えできますか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

放課後子どもプランにつきましては、放課後児童クラブ、それから子どもの居場所づくり等の事業の中で実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

実は、私もこの改正に関しては非常に危惧をしております。それで、指導員の方々にもいろんな話をお伺いしてきました。一定の御理解という答弁をいただきましたけれども、私がお聞きする限りでは、到底受け入れがたい指導員さん方の反応だったように感じております。また、放課後の子供のあり方に聞いても、本当に十分に認識してあるのかどうか非常にそこが疑問であります。そういった意味からでも、今回の施策というのは非常に安易な施策だという認識というのではないのでしょうか。まず、これ1点お尋ねいたします。

それと、確かに子育て支援策というのは非常に大切なことだと思っています。ただ、町と

して子供の育ちに関してどう考えていくのかというところが、根本的なものが抜け落ちているように感じているわけです。本当に子供たちをその施設の中で囲うことがいいのかどうか。それよりも、今回役場別館について子供の居場所なり育ちを支援するような発言もありました。そうした中で、それこそ地域の方と協働で子供の育ちを見守る、このことのほうがまず大事なんじゃないかなと。そういった周辺整備を考えて前に進めるべきではないかなというふうに思っています。私は今回のこの改正案というのはもう本当に大人の論理に振り回される、要するに子供の視点が全く見てとれないというふうに思っていますけれども、これについて、その子供の視点について、町長、どのようにお考えでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

子供の視点ということでございますけれども、やはり子供は今いろいろ外で遊ばなくなったりとか、そういうふうないろんな問題も出てきております。自然の中で本当に自由に遊ばせるというのがベスト、ベターだということかもわかりませんが、施策としましては、やはりそういう受け入れ場所というか、そういうことをしっかり備えていくというようなこと、それがやはりまずは必要かなと。その中でいかに子供を学ばせるなり遊ばせるなり、そういうことをやっていくというのが必要になってくるのではなかろうかと思えます。

それから、今度のこの放課後児童クラブでございますけれども、大人の視点かもわかりませんが、やはり今言われております女性も勤務をとというようなそういう考え方もございますのでそういう面からして、それが本当に必要かどうか、それも疑問な部分があったものですから、アンケートをとったりいろいろなことをやって調査をして、そういうニーズというのはあるというようなことで、今回6年生までというような体制をつくっておるわけでございます。本当にもう5年生、6年生、それをあそこで、囲いの中でと言われますけれども、ああした施設の中で預かるということ、それは本当に子供のためには果たしてどうかなと。だけれども、逆に今度は、じゃ、その子供たちはどうするかと、じゃ、子供たちはスポーツなり何なりさせればいいじゃないかということになるかもわかりませんが、必ずしもそうはいかない人たちもおられるということで、一応門戸は開いておくという、それがやはり必要かなというふうに思っております。これをもうずっと前から考えておりましたけれども、本当に最近県でも、15年ですか、やはり6年生まで受け入れるようにというような義

務づけみたいなのも今言われておりますので、それはやはり一部分間違いじゃなかったんじゃないかというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと私は委員会ではこれは審議できませんので、最後の質問になりますけれども、恐らくもう視点が全く違うんだと思うんですよね。受け入れ場所として学童保育、いわゆる放課後児童クラブの門戸を開くというふうに町長言われますけれども、放課後児童クラブに行ける子供たちはいいですよ。お金を親が出して行ける子供たちはいいですよ。行けない子供たちがたくさんいることを本当にわかっていただきたいなというふうに思います。何で、この放課後児童クラブというのが学童保育というふうに、言葉がそのまま同じ施設で呼ばれるのか。要するに保育なんですよ。

確かに町長が言われるように、2015年までに今までのおおむね10歳までという範囲を全児童というふうに改正がされます。これは8月の国会で決まりましたので。ただ私は、じゃこれが決まったからといって、基山町が拙速にこういう取り組みをしていいのかどうかというのは甚だ疑問であります。先ほども言いましたように行ける子供はいいです。行かせられる子供は。ただ行きたくても行けない子供たちがいるということをぜひご認識いただきたいのと、ここに次世代育成支援対策後期行動計画もあります。この中には、確かにニーズの分の表は載っていますけれども、それ以前に、この前の分からも障害者の受け入れというのをずっと練ってきているはずですよ。ただ障害者の受け入れというのはそのままにしておきながら、なぜこちらを先に優先されるのか。そういう問題にもぜひ前向きに取り組んでいただきたい。

これはもう恐らく視点の違いなので行き違いになると思いますけれども、最後に、教育長、子供の育ち、放課後の子供のあり方というものをどのようにお考えなのか。子供たちと恐らく一番数多く接してこられたと思いますので、放課後の子供のあり方というものをぜひ教育長の立場でお答えください。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

児童に限ってということで申しますと、学校では自分たちで学んで課題を見つけて学んで解決するという、自分で考えるという方向性で子供たちを指導しております。ですから、自分のうちに帰っても自分で立てた計画、プランで勉強したり、友達と遊んだりということがあると思うんですが、そういう中で学童保育という中に入ってしまうと、あらかじめ立てられたプランがあると思うんです。しかしながら、その中でも自分でできる範囲というのはあると思うので、そういうものを十分に尊重しながら、その中で自分の宿題をしたり自分で課題を見つけ本を読んだりとかそういうことをやっていけば、十分に子供の育ちは保障できるのではないかなというふうに考えております。

**○議長（後藤信八君）**

ほかにございませんか。先に、片山議員から。

**○9番（片山一儀君）**

子育て支援事業を充実するために拡大をされたということですが、二、三質問をします。

児童心理学あるいは発達心理学、こういう視点でチェックされたんでしょうか。もともと私は、子どもクラブは教育委員会に置いたほうがいいと、ただ単なる福祉の問題だけじゃなくて、そうやってきたはずなんですけれども。要するに、外れたために、そういう教育委員会が持っているノウハウが加味されたのかなと。安易に広げ過ぎていないか。私が小学校5年だったと思います、直方から電車を乗りかえて不入道まで、那珂川まで行ったのは。要するに、5・6年という随分行動パターン、社会が違ってくるんですね。それから、今は早くなりましたから、もう女性でも5年生ぐらいから初潮が始まるんです。いろんなそういう発達心理学的なもの、あるいは生理学的なもの、こういうものを加味しないで、ただ広げればいいというだけで施策をしていないか。きのう言ったイノベーション、非常にお粗末である。これをお答えいただきたい。

2つ目。ことしになってから一般社団法人が基山町でできました。その中で子供の預かりというか、それをやって広報に載せてもらいたいと来たら、企画政策課で断られたと。これも企画政策課の課長とは申しません。担当者が一般社団法人に無知であったからです。その中に居場所づくりというか、子ども預かり事業があったんです。そういうところがよく役場のほうで理解されていない。

もう一つ、町長にお伺いしたいのですが、今地域で子どもの居場所づくりとかというのを公民館でやっております。あるいは社団法人でやろうとしているのは事業としてやろうとし

ています。それに対して親が、保護者があるいは女性が働ける環境づくりということであれば、そういうところに町も積極的に補助金を出して行って、基山町としてそういう女性も働きやすい環境をつくっているんだよというPRをしていくべきじゃないかと思うんですが、どうでしょう。要するにそこに改革、創造、それがない。ただ感覚的に動く。子どもクラブをつくれと言ったら、子どもクラブをポッと名前で作る。協働と言ったら協働をつくってしまう。より深く掘り下げてない、チェックをしていないというのが、今私は非常に問題に思っているのですが、お答えいただきたい。

**○議長（後藤信八君）**

内山こども課長。

**○こども課長（内山十郎君）**

まず1点目の点についてお答えをしたいと思います。

確かに御指摘のように、小学校高学年になりますとかなり社会的にも大人部分も認められる部分もありますし、発達的に言いましてもそういった部分はございます。それは先ほどの久保山議員さんの御指摘の中にもあったかと思えます。ただそういった部分も含めまして考えてはきたところでありますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたように、親のほうの立場、そして子供さんの立場両方を検討した中で、やはりそういった働く保護者の方の支援というのも含めまして門戸を開くというところで、今回のこの条例改正というふうにご考えております。ただ子供さんの立場から見るところの自立性を養うという点では、先般より申し上げてきておりますとおり、役場の別館等利用の中で、そういった子供さんたちがそこに集まっていただけのような環境整備というのでも十分考えていきながら、子供さんたちが自分で考え行動できるような場所というのでも、その中で考えていきたいというふうに思っております。

それと、2点目の一般社団法人等でそういった子育て支援事業をされるというところにつきましても、基本的には行政の立場としましては、やはり先ほどから言いますように、保護者の立場あるいは子供さんからの立場両方を考えたときに、今現在うちのほうで行っております対象学年、そして時間も午後7時までというところで、やはり親子の触れ合いの時間というのでも当然必要になってくるであろうというところでご考えておまして、また、それ以上のニーズというのでも当然あるというのでも町のほうとしてもわかっておりますが、やはり行政としましてはそういった形での施策というところでご考えております。ただそういった形で、



ちょうどその中にそういった団体の方で子育て支援をしていただけるというのは非常にありがたいことだというふうに認識をいたしております。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ただいま課長が申しましたんですけれども、やはりいろんなケースを考えなきゃいかんということはもう当然でございます。当事者が入る入らない、親が入れるか入れないかというようなことは、いろいろケース・バイ・ケースで考えられるというふうに思いますので、それはもうあくまでもその門戸を開いてそれから先の選択だということではないかなというふうに思っております。

それともう一つ、今民間でもそういうふうな子育てをというふうなことでお考えになっておられるNPOとかいろいろございますけれども、そういうところとはやはりすみ分けといいますか、お互い補完をし合っていくというふうなそういう考え方も必要かと、行政でできない部分をやっていただく、行政は行政としてやれる、やるべきことを粛々とやっていくというふうな考え方もあるのだと私は思います。

それと、もう少し補助金をとおっしゃったのがどうも私もまだわからないんですけれども、子どもの居場所づくりあたりはやはり健全育成町民会議なり、あるいは役場のこども課なりがかかわってやっておると。それから農業団体とか何とかというふうな協力もございまして、いろいろなことをやってきておるということです。そこにどれほどの補助金なり費用なりがかかっておるかということまで私も知りませんが、それこそ余りこう補助金補助金というのはいかがかなという感じも今したわけでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

私は、児童心理学あるいは発達心理学を検討したのかと言ったんですが、明確な答えはなかったですね。どの程度御存じか知りませんが。

そうすると、そういう発達的にターニングポイントにある児童を受け入れ側が、今は2教室70名ずつですから、じゃ、先ほどもちょっと出てきましたけれども、アシスタントをするメンバー、それがどのような体制でつくっている、つくろうとするのか、これはやはりやり

方としても検討しなきゃいけないんですよ。そこまで深く考えないで、ただ広げて人数多くすれば、6年まで持っていけばいいんだという安易な、要するにきめ細かな考察はしない、検証をしない事業ではないか。

それから、2つ目、町長はいろいろな補完とおっしゃいましたけれども、やはり一番大きな狙いは、先ほど久保山議員からもありましたけれども、要するに女性が働ける環境をどうつくるか、ただ広げるだけではなくて補完とおっしゃいました。これは一般社団法人がやっている子ども預かりというのと、このひまわり教室なりコスモス教室なりとほぼ同じですね。ただそこらあたりはしっかり調べて、基山町としてはこういうふうなところまでやっているんですよと、町長は協働とおっしゃっていますけれども、そういうところは協働を否定されているのではないかなと思うんです。あるいは各区の公民館で居場所づくりをやっています。これはテンポラリーですね。常にやっているところがあるかもしれないけれども、多くはテンポラリーです。テンポラリーならテンポラリーのやり方で、もっとそれを受け入れやすくするようにする、それが協働である。あるいは行政で直営しなくていいところ、これは指定管理者制度に持っていったりしているわけですよ。民間委託をしたりしているわけでしょう。もっとそういうクリエイション、創造が出てこないんですか。もうイノベーションとか思いを考察する力が非常に狭いんだと思うんです。それが口では言いながら、実態は貧弱であると私は感じるんですが、いかがか。2つね。1つは受け入れ側の体制の問題、それから協働なり委託なり指定管理者なりという、直営するのではなくて地域を生かしてそういう体制をつくるという考え方について、町長はどうお考えになっているのか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、私に聞かれたのはその協働なりというようなことだったと思いますが、これは行政がしなくても、本当にボランティアの皆さん方で、民間で、指定管理者でやれば、それはそのほうがいい面もあるかと思いますけれども、まずはやっぱり行政がそういう居場所づくりというのを主導して、そしてその中で皆さん方に御協力をいただくと。それは居場所づくりいろんなことをやっておると思います。農業体験をやらせてみたり、それから高齢者との触れ合いをやったり、子供とつくったりとかいろいろそういうこともやってもらっていると。それこそそこが一つの協働じゃないのかなと。これは官民といいますか、行政とボラン

ティアの皆さん方の協働だと。今はそういう形で、それを全てそれじゃ任せてしまえば、引き受けていただければそれは結構でございますけれども、まだそこまでというわけにもいかないので、行政が主導でやっておるということだと思います。決してそこに協働がもう全然無視されて排除しているというようなことではないと思っております。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず1点目の運営に関してですが、これにつきましては御指摘のような中で、やはり子供さんを1年生から6年生まで預かる中ではそれぞれの年齢の特性というものもあるかと思えますので、やはり年齢層に応じたクラスの組みかえとか、あるいは運営をする中で高学年のお子さんたちに低学年の方を見ていただくような指導なりそういった形も考えながら、運営につきましては今後指導員さん方とも十分協議をしながら諮っていき、また指導員さんのほうにも負担が過重にならないような方法をお互いの議論の中で方策を見つけて、それをできるような形で体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

それと、あと地域でのことに関しましては、行政としましても地域のより近くでそういった活動をしていただくのがやはりお子さんにとっても保護者の方にとってもよりいいことではないかなというふうに考えております。今後もそういった方向で地域の中で活動ができやすいような行政側からの支援、体制づくりとかお声かけとかそういったことも今後発信をしながら、そういった体制ができるような方法、できるような情報も出しながらいかなければならないというふうには考えております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

1つ、もう随分聞いていて感じられていると思うんです。まず、口で心理学を十分考えて入れてなかったよと、それをまず認めることが次のステップになります。

それから、2つ目、町長は、行政主導とか民活とかというのが「or」じゃなくて、要するに「協働」「or」「または」じゃないんです。「and」なんですよ。これもこれも、そしてやってネットワークをつくって、基山町としてこういう親が働ける環境をつくっているよという発想が大事だし、また、協働ということと言われるんだったら、それを育てる、地域の

協働化、やれるように。県の協働化とは全然違うんですよ、基山町が考える協働は。だから、それがやれるようにやはり施策をすることが大事ではないか。見てみると、これかあれか、まず行政が、こういう意識が強いようですけども、いろんなさっき言ったように居場所づくりと子ども預かりと、あるいはこういうひまわり教室みたいなところといろんなパターンがありますから、そういう認識をして、それについてまた我々が支援をしながら、経済的な支援、人的な支援、知的な支援をしながら、やはりネットワークをつくることが大事なことだろうと思うんです。そこらあたりを広くお考えいただきたいとお願いをいたします。終わります。

**○議長（後藤信八君）**

いや、ちょっとお待ちください。大山議員。

**○8番（大山勝代君）**

質問します。

基本的には、高学年まで学童保育といたしますか、放課後児童クラブが、条件が整った上で延長するということには賛成です。しかし、今の時点ではやはり大きな無理が生じてくると思います。私も指導員さんにお話を聞きました。課長の答弁とは随分ニュアンスが違っていると思います。

そこでお尋ねですが、4年生の今の子供が具体的に「ひまわり」「コスモス」男女別、現在何人いるのか、教えてください。それから、町長は一定のニーズがあるとおっしゃいましたが、来年度からの5年生、6年生の子供たちの入所希望が、親の希望なのか、本人の希望なのか。聞き取り等はされているのか、わかりますか。それから、受け入れのための条件整備が具体的にどういうものをなされようと考えていらっしゃいますか。3点質問します。

**○議長（後藤信八君）**

内山こども課長。

**○こども課長（内山十郎君）**

まず、現在の4年生の人員ということでございましたので、まずひまわり教室のほうは4年生が男3名、女9名、それからコスモス教室のほうは4年生男1名、女1名という、合わせて14名で今学童のほうの登録がございます。

それと、2点目の認識のずれという、確かに担当のほうと指導員さんとで毎月いろんなところで話をさせていただいて、今回の件につきましても今年度の12月には結論を出すという

ことで話をしておりましたので、折に触れ指導員さんのほうとも話をさせていただいて、確かに御指摘のように、当初の段階ではやはり非常に無理があるのではないか、低学年の1年生と6年生が同じ中でいく、その両方を見るのは非常に対応の仕方も異なるので大変な部分もあるという御指摘は受けております。ただやはりそういった中で、先ほどから申し上げますとおり、基山町としても6年生までの受け入れ体制ということのお話も申し上げながらいろいろ協議をさせていただいて、今私の認識としましては、一定方向で受け入れるのであればというところの議論に進んでいるというふうに私としては理解をしています。

入所するときにつきましては、申し込みについて保護者の意向、子供さんには直接的にはうちのほうからは意向というのはお伺いしておりません。以上でございます。（「具体的な条件整備」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

もう一度、条件整備……。

○8番（大山勝代君）

3つ目の条件整備を具体的に。

○議長（後藤信八君）

もう一度説明してください。大山議員。

○8番（大山勝代君）

3つ目に質問したのは、受け入れたとしたときに今のまま、今のあそこの空間に5年生、6年生の男の子女の子がポンと入ってくるだけなのかということ、何か言い方がまずいですが、その子たちが入ってくるために具体的にこういうものを改めて設置しようとか、先ほど言われたように指導員さんをふやすとか、そういう具体的な条件整備のものが幾つか今考えられていますかというのを聞きたいです。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

条件整備、まず指導員さんにつきましては、人力的にそういった形で大丈夫なのかどうかというところにつきましては議論させていただいているところでございます。ただ、人力的には県のガイドライン等の中では人的な部分の配置というのがありますけれども、それとは別に、6年生まで受け入れた場合に実際に保育をする中で必要があるのではあればその態勢

を考えなくてはいけないということでは協議をさせていただいております。ただ現在うちのほうに登録いただいている指導員さんの数というのが限りがございますので、その中で次年度はもう少しお申し込みをもっと広く集めなければいけないということでは検討はさせていただいております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

指導員さんの認識は、自分たちは今こうして働いているというのは、放課後児童クラブという名前がついていますが、指導員さんの受けとめ方としては保育をする、低学年の子供たちを見守るという感覚ですよ。それに対して高学年の子が来たら「すごい戸惑っています」ということをおっしゃいましたけれども、「どう指導したらいいかわからん」とおっしゃるんですよ。そこは、先ほど片山議員が言われたように、子供たちの1年生から6年生までの具体的な発達段階の中でどう子供たちを見ていくか、どう見守る指導をしていくかという基本的なものがきちりなされなければ、公として受け入れるというのが本当におぼつかない、怖い、危惧するところだなと思います。最近、行きましたけれども、まだ子供たちがたくさんおる中で、本当に落ち着いて子供たちが過ごしていました。そこで、ここに高学年の子が入ってきたらどうなるんだろうと想像しましたけれども、そういうところを町長一度見てほしいなと思います。

そして、先ほど課長が言われました10人の中で、コスモスではもう今4年生が来ていないというような言われ方をされましたが、それはどちらが正しいのでしょうか。そういうことを聞くのはなぜかという、4年生の子供たちが今の学童保育では満足していないという一つのあらわれなんですよ。男の子が少ない、女の子がひまわりでは多いということですが、それも男女の子供たちの特徴ですよ。そして、もし高学年の子供たちをあの間の中に入れてもらうとしたときに、知的好奇心を満たすようなものは何もありません。行動的な動きが押さえつけられます。押さえつけなければ仕方ないです、指導員にしてみたら。そうすると摩擦がふえてきます。その摩擦が高学年の子が低学年の子を攻撃するというパターンになっていくのは目に見えています。先ほど課長は、高学年の子が低学年の子をお世話するというような言い方をされましたけれども、それをするためにはきちりとしたリーダー的な指導者がいるべきです。指導員の方にそれを求めるのは難しいと思います。そこで幾つか、先

ほど言いましたように、町長にあの場を見てほしいし、指導員の方の本音を聞いてほしいと思います。いかがですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も非常に放課後児童クラブというのは気になるところでもございます。どんな状況かなということで何度行ったことはございます。そして、長居してどうこうと、ずっと一日中おってどうということではございませんけれども、やはりあそこを通りかかると中に入って指導員さんとも、指導員さんの待遇がどうですかとかそんなことは、御苦労はどうですかとそこまでは話してはいないですけれども、指導員さんとも言葉を交わすというようなことはもう当然私もやっております。

それから、高学年が入ると心配される向きはあろうかとは思いますが。議員おっしゃるように、誰かしっかりした指導者をというようなその考え方もわからないじゃないんですけれども、しかし、吉野ヶ里あたりの、あそこは一応児童館となっておりますが、あそこにはもう中学生も来ているはというような、どうかしたら高校生も来ているのかなと、そして、ある程度自主運営みたいなこともさせておるといような話も聞いておりますので、そこは一つ持っていく方もあろうかと思えます。ただやはり気をつけなきゃいけないのは、今までどおりではいけないというような、そういうようなところはやはり指導員さん方に御苦労かけるかもわかりませんし、またこっちも考えていかなきゃいかん部分かもしれません。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

先ほど申しあげました人員につきましては登録ということで数字を上げさせていただいたので、実際に登録をされても来られないお子さんもいらっしゃいますので、ちょっとその点は手元に実際に来た数の数字がありませんので、その点は確認はできません。

それと、指導の分で御指摘いただいているというのは、確かにその点も指導員さんのほうからは、どういった形でやっていいかわからないというところは御指摘いただいております。この点につきましては、年に1回は研修等も指導員さん方受けていただいておりますし、今後、そういったことでの研修というのを当然やっていかないといけないというふうに思っ

いますし、学童支援センターというのが県のほうにございますので、そういったところからの指導員さんからのいろんなアドバイスとか、そういった部分も含めて今後指導員さん方と一緒にどういった形で実施をしていくのか、あとはクラス編成だとかも考慮して考えていかないといけないと思っています。

それから、実際5年生、6年生になって、今度新年度から始めますから初めて来られるというお子さんもしかするといらっしゃるかもしれないんですけども、低学年からずっと上がってこられるお子さんが大半じゃないかなということはちょっと考えております。そういった中では児童クラブというのがどういったものかというのもある程度わかった上で、5年生、6年生になられるお子さんもいらっしゃるのではないかというふうには思っていますので、そういった点も含みながら今後体制づくり、運営づくりについては十分検討していきたいというふうに考えております。

**○議長（後藤信八君）**

ほかにありませんか。河野議員。

**○5番（河野保久君）**

僕は、学童保育というと何か感覚が、さっき久保山議員もチラッとそれと似たようなニュアンスでおっしゃいましたけれども、何か預かってあげていけばいいのかなと、ただそういうようなニュアンスに受けとられるんですよ。もうちょっと教育的なやはり子供たちに、僕は親のこともあるけれども、やはり子供たちにどう基山として育てほしいのかという視点があつての学童保育みたいな、そうすると福祉的な視点だけでこうやっておけばいいやというふうな感覚だけのものが強いような気がするんですよ。もうちょっと子供ってどう育ていってほしいという教育の一環でどう捉えていくか、そういう視点がちょっと欠けているような気がするんですけども、学童保育の中での教育との絡みというか、そういうような施策というか工夫というか、そういうお考えはないんでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

内山こども課長。

**○こども課長（内山十郎君）**

河野議員さん御指摘のは非常に難しいところでの視点になるかとは思いますが、実際、現場のほうでは指導員さんたちで保育をしていただいて、お預かりした時間内はきちんと安全に、そして適切な生活の場を提供するというところで、現在、学童、放課後児童クラ



ブを維持しておりますので、その中に教育的視点というところまで現実的に我々が指導員さん方に求めるのは、ちょっと非常に難しい部分もあるのかなと思っています。ただそれを補完するというか、そういった部分で地域の中とか身近なところでいろんな生活の場というのもまた芽生えていきながら、そういった部分とあわせて、また別なところでのそういった教育的な子供さんたちの部分というのも考えていけない部分もあるのかなと、この場所だけにそのものを入れてやるというのは、現実的に現段階では非常に難しい部分があるのかなというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それから、指導員の方、僕もちょっと不勉強なので教えていただきたいんですけども、例えばふだん日常のところではなくて、休みのときがありますよね。ああいうときは指導員の方は全員女性とか年代層というか、例えば僕が考えているのは、要は学生さんとかそういう方々の協力を得るとか、そういうような幅の広げ方は考えられないんですかね。というのは、私ごとで恐縮なんですけれども、うちの女房もかなり前に指導員をやっていたことがあるんですよ。何を子供たちが望んでいるかという、何ていうのかな、ちょっと上のお兄さんたちにいろいろ教えてもらいながらというふうなニュアンスのことを言う子供が多かったよという話もよく聞いて、「やっぱり女の人、私たちだけじゃ限度があるもんね」みたいな言い方もされて、確かにそうだよ、6年生になってきて、じゃ、おばちゃんというのはちょっとというようなところもあるので、そういうような指導員の幅というのか、そういうようなものを広げるというような考え方はないんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

それは我々行政側としても、幅広い年代層、幅広いいろんな知識と経験を持った方が御登録いただいて指導員として御活躍いただく、お願いするのが一番いいというふうに考えております。実際、男性の方からも1名「できるんだろうか」というお問い合わせもあって、ぜひお願いしたいということではお答えしているところではございます。

現実的には、インターンシップとかそういった形で学校のほうから要請があった場合は、

うちのほうでも積極的に受け入れをさせていただいて、実際にことしも女の子の高校生と、今度来週は男の子の学生さんが、短い期間ではありますけれども、実際に来ていただいています。その中で反応を見てみますと、やはりかなり子供たちも喜んで実践してもらったというのがありますので、できれば御指摘のように、夏休みとかそういった場合に学生さんとかそういった方も今後は来ていただけるような体制づくりというのも検討していかなければいけないというふうには考えております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ぜひやはり僕は、教育的視点というもの、非常に子供を育てるという視点をもうちょっといろんな形で研究させていただいて、この前豊後高田市に視察させていただいてすごく感激したのは、たまたま月曜日に視察に行かせていただいたら、プラチナ館というのかな、そういうところで4年生、6年生が自主的に集まってきて、ボランティアの方々が宿題の面倒を見たりして、そこにちゃんと出欠表があつて、もうあくまでも出欠は自由なんですよね、出欠表がつけてあつて、しかも指導員の方が、この子はきょうこういうあれをしていました、こうでしたみたいなのをちゃんと連絡帳みたいなものをつけて持たせて、子供たちが非常に自主的に学習して、しかも、放課後そういう学習的なものから全てそういうものを賄っていると、これも一朝一夕にできたものだと僕は思いません。ですから、基山町のほうも、そういう仕掛けをするときにやはり長期的な町としてこうしてほしいんだよというものを持って、やはり広い視野でやっていただきたいなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

所管ですので詳細についてはまた委員会で伺いますけれども、私もこれは一般質問でも何回かしたこともありますし、ちょうど3年前ですか、対象生を3年から4年に、そして利用負担の見直しをしたときにも、今の論議は大分実化したんですね。これについては大分町のほうも、「いや、十分見直しをしていくんだ」と言いながらできていない部分があると。今回の部分は、特にこれは町長が2期目公約で6年生まで受け入れをしていくんだという公約でもあったんですね。これはまず町長が今回思い切ってこの公約を実行するのかなというふ

うな気はしているんですね。そのためにはそれだけの、先ほどからずっと出ているように、条件整備をきちんとしていないといろんな不安は出てくるということだろうと思います。

それで1点まず確認します。先ほど久保山議員も質問されました。やはり男性の指導員が要るんじゃないのかと。私も何度か指導員さんの話も聞いたり見たりする中で、どうしても4年生を受け入れるときにもそうだったんですね。「いや、もう3年生、4年生の男の子をなかなか面倒見切れない」と。「走り回って飛びついたりされれば、もうやっぱりぎっくり腰になったり」とか言う指導員さんもいらっしゃるって、それが原因でやめられた指導員さんもいらっしゃるんですね。ところが、今回は5年生や6年生までになると。ますます男の子は活発に動き回ると。とても私は女性の指導員では見切れないという、ここに一番不安があるんだろうと思うんですね。

じゃ、そこの不安をどのように解消するのかというのが全く先ほどからの答弁では出てこない。同一規模、同一賃金が基本ですので、じゃ、男性指導員さんだけ高くしますよというわけにはいかないですね。だから、何らかの解決策をやはり模索してもらわなければならないと、私もすぐこの場で男性指導員さんを雇うだけの何か解決策があるかと言えば、賃金を上げる以外にはほかになかなか見当たらないんですね。一定程度私が一般質問で質問したときには、老人クラブ、シルバーセンター、そういうところに一定程度お願いして、そこからの派遣なりというのものもあるのではないかと。そうしないとなかなか指導員さんが集まらないのではないかとこのも言ったことがありますけれども、そこをまずひとつ今日までどう検討されているのか、この特に男性指導員の扱いについて質問します。

それから、もう1点は、指導員さん、今回は8時30分から8時にすると、30分早めると。そして、普通は6時までですけれども、土・日の場合は1時間、7時までなんですね。朝の8時から夜中の7時までと11時間ですね。本来、そこに指導員さんが途中で交代とかもしなければ、1日の勤務時間、日々雇用職員の皆さんは職員に準ずるといふ扱いですので、皆さんが今勤務時間7時間30分ですか、これを超えるわけにはいかないんですね。皆さん方はこれを超えれば超過勤務手当なり出ていると思うんですね。前も少し一般質問でもしましたけれども、日々雇用職員は一切手当が出ないという回答ですよ。手当は出ない中で、今時給865円ですか、865円で7時間30分をオーバーさせるというのは、これは明らかに条例にも違反している中身になりますよね。この辺の扱いはどうなっているのかというのと、もう一つは、3回ですので聞きますけれども、放課後児童クラブというのは基本的には共稼ぎ、また

はひとり親とか、親が病弱で家庭では放課後見られないというふうな条件がありますね、入所する場合の条件として。しかし、例えば子供たちは、家に帰れば共稼ぎでもないからと放課後児童クラブに入れない子供たちが、じゃ放課後どのように過ごしているのかという中身がやはりひとつ問題になるんですね。私も少し福岡市とか、これは条件も違うかもしれませんが、グラウンド開放員というのがいらっしゃるんですね。特に日曜日とか春休みとか冬休みとか長期休業、どうしても子供たちが、放課後児童クラブに行ける子供はいいですよ、行けない子供たちはどのようにしているのかという中で、グラウンドを開放すると。そして、開放するためには必ずグラウンドを管理も含めて監視も、児童たちに目が届くような形でグラウンド開放員というのが各学校には、特に小学校にはきちんと配置されているんですね。そういう中で子供たちの子育てをしていると。だから、両面的に考えないといけない部分が、ただ単に放課後児童クラブに通っている子供たちの対象を拡大してするというのと、行けない子供たちをどのようにするのかという二面性を考えなければ、私は公平におかしくないのかという気はしますけれども、今質問しました男性指導員の扱いと指導員さんの勤務の扱い、それとグラウンド開放員、今質問しましたけれども、この3点について回答をお願いします。

**○議長（後藤信八君）**

内山こども課長。

**○こども課長（内山十郎君）**

まず、男性の指導員の確保については、募集としましてはもう広く募集をさせていただいているところではあります。ただ具体的に男性の方に絞ってそういうところに直接的にお声かけをしているというところは実際にはございません。ただ対象年齢を65歳まで上げるとか、そういった形での特別に指導員についてはするといった形では行っております。

それと、時間の部分についてはシフトを組んでいただいておりますが、実際のところ、長期休業中についてはその形で勤務をしていただいております。

あと、御指摘のように、入所につきましては家庭で保育ができないお子様をお預かりをしているという状態ですので、先般より保護者の方にアンケートをとった中では、放課後に子供さんがいる場所は「1人である」あるいは「自宅にいる」、また高学年になりますと塾とか、あとはいろんなクラブみたいなどところに行っているという状況であります。そういった中では、実際に子供さんが1人であるといった状況にあるかと思っております。以上でござ

います。（「グラウンド開放員」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

グラウンドの開放。教育長。

○教育長（大串和人君）

福岡市あたりでやっているグラウンド開放員につきましては、放課後にグラウンドを開放するときの不審者対策であるとか防犯上の問題で確かに入れたと思うんですね。ですから、子供たちを指導したりいろんな把握したりするためというよりも、そういう対策でグラウンド開放の一環で入れたのではないかと思うんですが、基山町の場合は一応グラウンドは放課後開けておりますが、その場合の管理は学校のほうでグラウンドはやっておりますので、不審者の対策等については教員がしているというところでございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

1点、男性指導員の関係ですけれども、募集はしているんですよという態度ですよ。いや、女性でも男性でも分け隔てなく募集はしていますと。しかし、募集しているけれども応募がありませんと。じゃ、応募がありませんから仕方ありませんということでもいいのかというのを言っているんですね。だから、特に今回5年生、6年生、4年生まで受け入れるときにも私はこの問題を本当は言ったんですね。そのときに、いや、男性も募集しますよと、しているんですよというふうな答弁だったんですね。今度は対象年齢を5年生、6年生まで上げるんだと。そうするとこの問題は必ず出てくると。ここに一番指導員さんも不安があるんですよという中身だから、どうかやはり今から先、4月から実施するためにはあと3カ月間余裕はあるわけですので、何らかの対応策をしないと指導員さんは物すごく負担になりますよという部分ですよ。だから、私も言いましたけれども、すぐこの場でこういうのがあるというようなことは言い切らないと、いろんな問題がありますから、だから、十分まずそこを考えてもらいたいというのが1点です。

それから、先ほど指導員さんの勤務時間について言いましたね。そのままでもらっているというのはどういうことですか。1日の勤務時間は7時間30分を超えていませんか。

（発言あり）

○議長（後藤信八君）

私語はやめてください。（「はい」と呼ぶ者あり）

○6番（重松一徳君）（続）

超えてませんか。もし超えているんだったら問題ですね。それが2点です。

グラウンド開放員については、違うんですね。確かに防犯上、安全上あるんですけども、日曜日とか長期休業日にしていると。基山小とか若基小学校は休業日、日曜日はどうしていますか。閉めて、例えばスポーツクラブとかというところに使わせているでしょう。一般の子供たちが入れないでしょう。私が言ったのは、福岡市でしているのは、まず子供たちが遊ぶ時間が優先なんですね。だから、解放してさせているんですね。子供たちの遊び場なんですね。しかし、今、基山小学校、若基小学校はそうじゃないですね。そこが私は問題なんだと。だから、きちんとしたそういうふうに、スポーツクラブが使うのはまた別に球場もあるし総合グラウンドもあるし、そこをどうかしないと、今はもう全面的に、基山町はいろんなスポーツクラブがありますからそこを否定しているわけではないんですけども、やはり小学校は小学生がまず優先に使うものだというふうなのが私は一番じゃないのかというふうな考えも持っていますから質問しているんですね。今言いましたものをお願いします。

○議長（後藤信八君）

ちょっと待ってください。最初の質問。内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず、指導員の確保につきましては、御指摘のような形で、より積極的に男性の指導員さんも応募いただけるような形でいろんな方法を検討させていただきたい。また年が明けましたら募集の呼びかけをさせていただきますが、それ以外にもいろいろな方法を検討して、なるべく男性の指導員さんも応募いただけるような方策を考えたいというふうに思います。

指導員の勤務につきましては、シフトを組み合わせながら超過勤務にならないような形でしているというふうに思っておりますので、その点ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（後藤信八君）

グラウンドの件。（「学校の件はいいです、もう」と呼ぶ者あり）いいですか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

確認させてくださいというか、これは毎月毎日勤務時間については出してもらっていますね。問題は、今回は8時から7時までですけども、例えば前準備、そして終わった後の後片づけ含めて勤務時間とみなすというふうに、前回のときにそういうふうになったんですね。

それまでは見てなかったんですね。見てないことはおかしいと、サービス労働じゃないのかということによって、いや、きちんと今から先はそういうところについては前準備、後片づけも勤務時間としてみなしますと。そうすると、実際朝の8時から夜中の7時までと言いますけれども、その前後がつけばもう少し勤務時間は長くなるんですね。

それから、皆さん方とか、例えば学校の先生含めてそうでしょうけれども、休憩時間とかきちんと何時から何時まで休憩ですよと、何時から何時までは昼休みですよと決まっていますね。指導員さんの方には特に、平日だったらいいですよ、受け入れるのが2時ぐらいからですからね。しかし、特にこういう日曜日とか長期休業日になれば、物すごく長い間ずっと拘束された状態で仕事をしなければならないと。先ほど言いましたように、予備に何人か指導員さん方がいらっしゃればいいんでしょうけれども、案外指導員さん方はギリギリの割り当ての数で働かれていますね。そして、特にその日の出る子供たちが少なければ指導員さんの数も減らしていると。そういうところで今回も出ていますけれども、臨時雇員の不用額なんかが、更正なんかがですね、実際予算は組んでいるけれども、不用額でとか更正されたりしていますよね。この辺の勤務時間とかもきちんと把握されていますか。どういうふうに休憩時間もきちんととっているとかいうところまできちんと把握されていますか。これは1日の勤務時間というのは毎日日報か何かで出されていると思うんですよね。今すぐでも調べようと思えば調べられますか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

それは当然指導員賃金をお支払いしておりますので、日報あるいは勤務は把握しております。

○6番（重松一徳君）

じゃ、あしたの委員会で出してください。

○議長（後藤信八君）

あと、委員会で議論ください。ほかにございませんか。木村議員。

○4番（木村照夫君）

本当に、放課後児童クラブですね、私も大歓迎でございます。4年生を6年生に上げると、時間も早めると。本来ならば、放課後家に帰って、大家族であればじいちゃん、ばあちゃん

と一緒に暮らせる、また、地域で遊ぶというのがあるべき姿でございますけれども、どうしても子供さんが少ないと。私もシングルマザーの人を知っていますけれども、聞きますと、「何ばしょんね」と。「私もよくわからんけど、子供は帰ってテレビを見よる。家に一人」と、そういう環境なんですね。そういう環境の子供さんはどうしても兄弟も少ないんですね。この6年生まで上げてくれると、6年生は小学校の最高学年であるし、長男長女ですもんね、小学校におっつては。だから、小さいお子さんを弟や妹みたいに育てる環境をやはり、指導員さんは大変でしょうが、長男長女が小さいお子さんを一緒に兄弟愛を深めると。こういう指導方針をしていってもらえば、指導者も苦労は少なくなるし、そういう方向にお願いしたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

そういうふうになればよりその効果、6年生までお預かりを広げる効果というのが出るのかなというふうには思っておりますが、現時点でそこまでいくとは、将来的にはそういう方向でいけるような形をお願いをしたいと思っておりますけれども、現時点では、まずはその体制づくりということをきちんとできるような形で、指導員さん方と協議を進めたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

確かに、今の教育は個人個人。本当にマルバツ方式ですね。点数とればいいのか。実際の社会はそうじゃないですものね。社会に出れば、やはり共同のお互いに力を合わせてやるのが仕事ですものね。そういうやはり先輩後輩、そういう環境づくりを、今のお子さんは兄弟が少ないからわからない。そういう指導方針をこの教室に入ったら、親御さんもそれも望んでおると思います。「教室入ったから、いっぱいしっかりなったよ」と。そういう方針で教育をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）



基本的なことをお伺いいたします。今回の放課後児童クラブ、国がガイドラインを出して、県も昨年ガイドラインを出しました。国のガイドラインの中で、職員の体制ということで、放課後児童クラブには児童指導員を配置すること、この指導員は児童福祉施設最低基準の第38条に、児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいと書いているわけですね。職員の採用に対して、この基準に合わせた採用基準で行われているのか。また、実際、現在の指導員の中にこういう資格を持っていらっしゃる方が何名いらっしゃるのか。

それから、定数があると思うんですけども、実際は定数よりも少なく、30人ぐらいですかね、少なくひまわり教室とかはありますけれども、登録制ですので、登録制で定員数は120名ですね。当初120名になっていて、あとから転校してきた方が登録をすることはもうできないですよ。その場合の体制はどのように対策はとられるのか。とりあえずその2点をお願いしたいんです。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

募集段階で資格要件はつけておりませんので、資格のない方でも応募いただいております。ただ実際にその中には保育士の資格をお持ちの方とかそういった方はいらっしゃいますが、現時点でその方が何名いらっしゃるかというのはちょっと手元に資料を持ちません。

それと、実際に登録を、先ほど申し上げましたように、登録はされていますが実際に来られていない児童とかもいらっしゃいます。そういった場合でも、やはり登録をされているということは来られる可能性もあるということですので、こちらとしましては、ひまわり教室の場合定員120名を超えた場合は、ちょっと待機という形に現実的にはならざるを得ない。ただこの時点では、そういった形になるとしかお答えはできません。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

そうすると、定数があって登録されて120名で、小学1年生とか2年生という子供たちが入ってきても待機児童ということになるわけですよ。それがもう一点。

それから、グラウンドの使用についてお尋ねをしたいんですけども、放課後児童クラブの子供たちが小学校のグラウンドを使って遊ぶことができるのか。また、そういうことを実

際にされるのか。また、いろんなスポーツクラブが使われていますので、そういうことをできるようなことを実際として行われているのか。ですから、グラウンドを使用した放課後児童クラブの活動が今できているのか。その2点ですね。お願いいたします。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

ひまわり教室の場合は、ひまわり教室の近くで実際に夕方には少年野球等で使われているかと思いますが、遊具等を使って一部グラウンドで遊んだりとかといった形で使っております。コスモス教室の場合は、グラウンドではなく裏側の一部とか、ある程度指導員が目の届く範囲で実際は遊んでいます。全体として動く場合は、そういった形で広いところを使うかもしれませんが、基本的には一部グラウンドも使って放課後を過ごしております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

一つ確認をさせていただきたいんですけれども、アンケートをとられたということなので、4年生から6年生に枠を広げてもある程度これぐらいの人数が来るであろうということは予想されると思うんですけれども、それに対して指導員さんの募集もされると思うんですけれども、指導員さんの募集をして思う人数に対しての指導員さんが集まらなくても、条例を改正して6年生までに枠を広げてしまってそれに申し込みがあった場合、その指導員さんの数で運営をされますか。当然足りないと思えば随時募集ということをされますけれども、一応運営はずっとしておりますから、この児童クラブですね、とりあえず自分たちの期待しているこの人数でというのに足りないけれども、募集はかけているけれども来ないから、これでやりますというそういう運営の仕方をされるということですか。それをちょっと確認させてください。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

おっしゃるように、基本的にはまずは指導員さんを運営できるような体制の形で募集をまずは進めたい、それに全力を入れたいというふうに考えております。ただもし運営できるよ

うな数にならなかった場合には、そのときに、定員は定員として定めておりますので、当然それを考えないといけないかと思えますけれども、その時点で、実際に指導員さん方との協議をしながら実務については進めないといけないかなというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

もう一つそこを突き詰めてというか、もうちょっと聞きたいんですけども、先ほどからほかの議員からも手当というか、それに対して受け入れて、条件のほうが多分整備が不十分じゃないかというところがそこだと思うんですけども、普通の仕事であれば、正職であれば、例えば1カ月前にこうこうこういう理由でできませんからやめますと言うことができるけれども、臨職の場合、普通最低1カ月前ぐらいには、ちょっと6年生の枠を広げていただいたら、もう低学年に対してはできるけれども、自分が多分できないということと言われた場合に、正職と違って臨職ですから、そのとめるといって、通常はもう少し頑張ってくださいということと言われるでしょうけれども、給料面で、だからやめないでどうこうというあれがないと思うんですね。

だから、枠を広げてしまって子供たちは受け入れたけれども、今の状況で、委員会でも話しているけれども、なかなか募集をかけても人が集まらないで、先ほどの条件の整備のほうももう一つ指導員さんとの話の中でという以外に特に手当がないのに、運営はしてしまっている。そして、結局募集して人員が集まらないから指導員さんの数は足りない。それで結局足らなければまた募集をかける。でも、運営はずっとそのままでということになると、残ってやっという指導員さんの負担がすごくふえると思うんですけども、その辺の早急な条件整備ですね。もうそういうことで指導員さんが集まらないとなったときは、もうこの人数に対しては最低限これだけの人数を確保するんだというような具体的なものというのは持っていらっしゃいませんか。これは確認です。

○議長（後藤信八君）

質問の意図はわかっていますか。確認しているんですよ。（「ちょっと長く言い過ぎた」と呼ぶ者あり）内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

御指摘のように具体的方策ということをおっしゃっているかと思うんですけども、日々

雇用賃金に対して、先ほどから資格の問題とかおっしゃっていますので、そういった資格要件とかそういった部分をつけられるようであれば、その賃金の部分も別枠という方法も考えられるかと思いますが、現実的になかなか募集をかけてもギリギリの中で動いているという中では、やはり広くいろんな指導員さん方を来ていただくというのも一つの方法なので、そういった要件を厳しくするというのも非常に難しいのが現実ではございます。ただうちのほうとしては、そういった中にはありますけれども、とにかく必要な指導員さんを確保するために全力を挙げるといふことで考えております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第39号議案に対する質疑を終わります。

ここで11時まで休憩します。

～午前10時49分 休憩～

～午前11時00分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

## 日程第2 第40号議案

○議長（後藤信八君）

日程第2. 第40号議案 基山町暴力団排除条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

まず、これは私もよくわからないんですけども、何がどう変わっているんですか。というのは、これは国の法律が変わったということで条例の規定の整備を図ったということですね。暴力団排除条例を基山町が制定したのが去年でしたか、ことしから施行ですかね、ことしの3月からでしたか、しましたけれども、そのときにもいろいろと問題があるんだということも私も質問したことがあるんですけども、今回なぜ国が改めてこの法律を変えたのかという中身が1点。

それと、前は県がこれは指導しているんですよと、国も指導して県も各市町暴力団排除

条例を制定してもらえようというふうな指導もずっとあったわけですね。今回もそういうのがあっているのかということ、もう一つは、特に暴力団の関係ですので片や公安委員会、逆に言えば暴力団に対抗できる国家権力、こういうふうな警察、これが大変関係ある部分であるわけですが、こういうのも含めて基山町にどのような影響、町民にどのような影響があるのか、説明をお願いいたします。

**○議長（後藤信八君）**

松雪農林環境課長。

**○農林環境課長（松雪靖弘君）**

今回の暴力団による不当な行為の一部改正の目的でございますけれども、読み上げて説明いたします。

最近における暴力団を巡る情勢に鑑み、暴力団抗争及び暴力的行為等に伴う市民生活に対する危険を防止するための処置について規定するとともに、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、指定暴力団の事務所の付近住民等から委託を受けて当該事務所の使用等の差し止めを請求するための制度を導入するほか、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制等を強化する等の必要があるために改正するという事で、大体主な目的といたしましては、重要な目的といたしましては5つの項目を上げてあります。

1つ、対立抗争による危険を防止するための処置に関する規定の整備、2点目に暴力的要求行為等に伴う暴力行為による危険を防止するための処置に関する規定の整備、3番目に都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所差し止め請求制度の導入、4番目に暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制の強化、最後に5つ目、暴力団による不当な行為の防止等に関する国等の責務及び民間活動促進に関する規制の整備ということで、この最後の5点目の中に、今回32条の2に事業者等の責務というのが追加になっております。これにつきましては、先ほど5番目に言います、事業者等は不当要求による被害を防止するために必要な措置を講じ、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないように努めなければならないという条項が、先ほど言いました32条の2に追加されましたので、条項のずれで今回32条の3の1に改めるものでございます。

それと、県の指導ということで御質問がありましたけれども、今回は法律の改正によってうちの条例を変えるということでございます。

基山町に対する影響と言いますけれども、今のところ、暴力団に対するこういう問題等は

基山町にはあっておりません。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今、5つのを言われましたね。対立抗争、確かに今新聞等で北九州等を見れば暴力団同士の対立等があつておると。それと、不当な要求、暴力団追放のステッカーを張っていることに対しての嫌がらせとかそういうのが今問題になって、そして今よく新聞等で、特定危険指定暴力団ですか、これに指定するために公安委員会が公示して反問と言いましょか、そういうのを聞く機会を設けるとかを今されていますよね。

基山町には影響がないと、別に今のところそういう影響はないというふうな言われ方をされておりましたけれども、旧内山建設跡地を購入するときにはそういうふうな動きもあるんだと、暴力団とまでは言わんけれどもそういうふうな動きがあるんだというふうな話等もあったわけですね。全く今後ないというふうには言えないと。特に、事業所、飲食店も含めて基山町内の事業所に対する不当な要求ですね。今は余りないんですけれども、年末とかになれば、しめ飾りとかそういうふうなのが結構あったんですよね。

しかし、そういうのも今はないのかもしれませんが、そういう面では、基山町この警察、特に佐賀県警も含めて、前回のときも佐賀県警の情報が基山町のほうにはなかなか来なかったんですね。あの内山建設のときにも。だから、最終的には、町長も何度も言いましたけれども、うわさですよと、そういううわさがあるというふうな言い方しかできなかったと。正確な情報が伝わってこなかったと。伝わってこなかったのは、町長には来ているかもしれませんが、私たち議員とか町民には来なかったわけですね。今回こういうふうなことできちんと情報提供も、こういう不当な要求があつたというのは町民とか事業所が佐賀県警なりに通報しないと表に出ないんですよね。表立ってこちらは情報提供するけれども、なかなか県警のほうからは情報が来ないという問題とかは把握されていますか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

うちの農林環境課のほうで、1カ月に1回、安全なまちづくり推進協議会を行っております。その当然委員の中には鳥栖の基山の交番の所長様も入っていらっしゃるし、そういう

情報はこの安全なまちづくり推進協議会の中で報告は随時あっております。しかしながら、大きな事案についてはお話はなっておりませんが、基山町に対する例えば、暴力団ではありませんけれども、空き巣とか自転車盗難とか、そういう情報は随時この協議会の中で報告はあっております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

この事業所の責務ですよね。その事業活動を通じて暴力団に不当な利益を得させることがないように努めなければならないというところの「不当な利益」ということはどういうことなんでしょうか。また、こういうことを行った場合、事業者に対してどういう罰則があるのか。それから、こういった情報がどれだけの事業者伝わっているのか。その3点お願いいたします。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今おっしゃっていますのは、事業者の不当な利益……事業者の不当な行為ということなんですか。

○議長（後藤信八君）

ちょっと質問をもう少し説明してください。何を聞かれたか。

○10番（品川義則君）

はい。済みません。

事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないようにですね。ですから、事業所は何をしたらこの法律に触れてくるのか。物を売ってはいけないのか、アパートを貸してはいけないのか、紹介をしてはいけないのかですよね。不動産業もそうですし、我々の小売業とか、物を売ってはいけないとか、その不当な日常の事業活動、営業活動をやっているときに、どういうことを暴力団にしてはいけないのかですね。不当な利益を得させてはいけないということですね。そのところがなかなかこの条文は難しいので、わかりにくいのでどういうことなのか、わかれば説明をください。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

例えば事業所あたりが暴力団員等へみかじめ料をやるとか、そういう行為だというふう  
理解しております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

済みません。うちの所管でないので、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、いつ  
ごろかわかりませんが、基山町内に住む暴力団の構成員の方かな、逮捕されたというような  
ことも聞いております。その件についてどういうことなのか。それと、もう一つ、基山町内  
の指定暴力団の構成員、これは何名実際にいらっしゃるのか。それを把握されておれば、そ  
れを説明願いたい。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

前回、新聞報道でありました基山町の暴力団員で逮捕された件がありますけれども、それ  
につきましての情報はこちらのほうには来ておりません。

それと、基山町の暴力団の人員に対する把握というのは、本町のほうではしておりません。  
以上です。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そういうことについては把握していないということですが、やはり町民の方の安全  
安心を保つ上でも、その辺の情報把握といいますか、きちんとすべきではないかと思うんで  
すよね。いや、そこまではする必要はないと、所管の範囲ではございませんということかも  
しれませんけれども、やはりそれはきちんと把握していただきたいと。いわゆる暴力団のい  
ろんな抗争関係もいろいろあるわけですが、暴力関係、その辺の情報についてのこの行政と  
しての把握、これは警察から連絡というのがなければわかりませんと、こちらから請求する  
ことはありませんということなのかどうか。その辺はどうなっているんですか。



○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、議員がおっしゃいますように、その暴力団員が、佐賀県警あたりで把握されている人が例えば準構成員ということであれば、当然その名前は記載されておりませんので、そこについても当然町ではわからないということでございます。以上です。

○議長（後藤信八君）

情報把握の仕方。松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

それにつきましては、佐賀県警のほうに照会をしなければならないかというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第40号議案に対する質疑を終わります。

### 日程第3 第41号議案

○議長（後藤信八君）

日程第3．第41号議案 基山町議会会議規則の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第41号議案に対する質疑を終わります。

### 日程第4 第42号議案

○議長（後藤信八君）

日程第4．第42号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第42号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第5 第43号議案

##### ○議長（後藤信八君）

日程第5. 第43号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計予算（第5号））を議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

##### ○9番（片山一儀君）

副町長にお尋ねしたいんですが、提案理由に補正が急務なためであると書いてある。私はずっと提案理由を話題にして、特に予算のところには提案理由が普通書かれていない。それで町長は、書いていないけれども口頭で提案理由の説明をされます。我々は中学のときに文章を要約するという訓練を受けているんですね。基山町の町長なのか職員なのかわかりませんが、文章を要約する能力が低いと思うんですが、ここに、補正が急務なためと書いてよくわからないんですね。地方自治法では179条で、特に緊急を要するために議会を招集する時間の猶予がない場合、必要条件として確かに緊急はあるんですね。十分条件として、議会を開くいとまがない場合というこういう条件。要するに、提案理由には必要条件、十分条件を満たさなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、副町長に教えていただきたい。

それからもう一つは、この中に、選挙のことはわかります。でも、鳥栖工業高校の補助金が入っています。これが本当に、例えばこの時点であれば予備費を執行しておいて、後で次の6号あたりで補正をすることもできたのではないかと思うんですが、それについては財政課長にお伺いしたい。以上。

##### ○議長（後藤信八君）

田代副町長。

##### ○副町長（田代正好君）

専決処分の理由ということなんですけれども、必要条件、十分条件が整った段階で初めて専決処分ができるのではないかということだと思いますけれども、今回の専決理由としては、その衆議院選挙、それから最高裁判官の国民審査の執行ということで、直ちに準備行為に入る必要があります。そのためには予算等が必要でありますので、専決処分をして予算を確保するのはやむを得ないのではないかというふうに考えております。

一般的に、一般的と言っていいのか、ちょっと言葉があれなんですけれども、総選挙に関する予算につきましては、各自治体とも専決処分で了解、承認をいただいているところでご

ざいます。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

専決処分と予備費充用の明確な区分というのはございませんけれども、どのような場合に予備費の充用で行うかと言いますと、比較的金額が少なく、必ずその時期に支出をすることが義務づけられているというか必要であるということと、支出そのものが疑義が出にくいというような場合については予備費の充用をいたしております。それ以外については基本的には専決処分ということをお願いしておりますので、今回のさっき言われた鳥栖工業の駅伝出場に対する補助金につきましては専決処分をお願いをいたしております。以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

前にこの議会で論議になりましたね。本当に議を開くいとまがなかったのかとあった。やはり必要、十分条件をきちんと述べられるほうが、私はいんじゃないかと思うんです。何か副町長、ごまかされたような感じがするんですけども。国民審査、もう選挙ではあるんですよ、それは急務で招集のいとまがなかったからと、こういうことがある。それから、予備費の運用については、多額の話がありましたけれども、予備費というのはいろんなケースが考えられるんですけども、私はここで専決処分をしなきゃいけないほどのものかなという気がするんです。たしか何十万かの話ですよ、補助金も。そう思うんです。それは今回の6号でもよかったじゃないかと思うんです。これはお答えは、私の所見を予備費の運用ということについて、執行権の範囲内ですのでと思いますので、申し上げておきたかったです。終わりです。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

関連で、片山議員の言うことに余り賛成じゃないと言いますか、そもそもですよ、今、財政課長は予備費と専決処分は同じようなものですよというのを言われましたよね。明確な違いがあるんですよ。予備費というのは地方自治法第217条第1項で予備費があり、専決処分は

地方自治法第179条に規定があるんですよ。今まで私も過去の議会で予備費と専決処分のやり方について質問いたしましたけれども、財政課長の認識は全く違うんですよ。専決処分と予備費というのは全く違うんですよ。予備費というのは、一般会計予算を立てておいて、予算外の支出が発生したときに予備費を計上しなければならないというのが217条にあるんですよ。ですね。これをすれば、今度の専決処分の内容、私も全協のときに質問しましたがけれども、専決処分というのは議会が議決すべき事項を、急を要したためとかでできないときに専決処分をするんですよ。例えば今度の衆議院議員選挙のような選挙費というのは全く専決処分に該当すると思うんですよ。しかし、鳥栖工業には優勝してもらわないといかんですけども、こういう10万円の支出を専決処分をするということではなくて、これは予備費を充当すべきなんです。それは予備費を充当するかというと、物の性質上、結局、こういう小さなところまで予算とか補正とかをするのではなくて、この予備費を充当してやり、緊急を要する災害復旧とかそういうものについては専決処分はどうしても仕方ない、災害復旧、東日本大震災とか。しかし、この款の福祉民生費と社会福祉なりこの鳥栖工業のを専決処分をされた根拠が、担当課長は一緒と思ってあるからされておるんですが、私は地方自治法上に明確な区分がありますけれども、どういうふうにお考えですか。

**○議長（後藤信八君）**

城本財政課長。

**○財政課長（城本好昭君）**

地方自治法上の区分については確かに議員おっしゃるとおりでございますけれども、予算を補正したりする場合には、法的なことは別として、第1番目が議会で議決をいただくことですね、通常の定例会で。その次が、臨時議会でまた議決をいただくこと。それから、流用、充用ですね。現象面だけで言えばですよ。ですので、今回専決処分をお願いをしますので、予備費の充用でするよりも専決処分をお願いをしたということでございます。

**○議長（後藤信八君）**

鳥飼議員。

**○7番（鳥飼勝美君）**

そこなんです、基本的な考えが。（「コンプライアンスに劣る」と呼ぶ者あり）だから、そういう考え方をするから、こういうですよ、私ははっきり言って議会からとすれば、予備費はどんどん使ってもらいたくないんです、本当は。しかし、物の性格上、どうしても予算

外の支出ができた、鳥栖工業が県で優勝したと、そういうのを一々議会にかけるといのは、議会の行政運営上なりの議会にもそういう、無駄な時間という失礼ですけども、そういうことを与えないために予備費の計上は認められているんですよ。それでたまたま専決処分のやつがあったから工業のをしました、そういう理屈では、財政課長に、そういう考えは直らないようですけども、副町長、どうですか。この考え。

**○議長（後藤信八君）**

田代副町長。

**○副町長（田代正好君）**

鳥飼議員の御指摘については、重々私たちも理解しております。確かに専決処分の取り扱いですけども、それと予備費の取り扱い、ちょっと整合性がとれてない部分も一部あるのかなと私自身も感じているところがございますので、今後、その専決処分していくもの、予備費で整理するもの、そこをちゃんと整理して対応したいというふうに考えております。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

私、一番最初にここへ出てきたときに、基山町の予算はこう1回1回補正されるので、現金出納帳を見るような感じだったんですね。1回1回これでやられるということでびっくりした記憶があるんですが、今、城本課長だけ非常に指摘されて、私が一番申し上げたいのは、今回一般質問でのコンプライアンスなんです。要するに遵法精神、きちんと手続をやったという話だったけれどもそうじゃなくて、我々は、法律についてどう定められているか、どうしなきゃいけないのかとその根本に立ち返って、やはり城本課長だけではなくて、各課長にもお願いしておきたい。先ほど農林課長もおっしゃったけれども、これが条例にあるいは法律に反するかどうかは司法が決めることなんですね。あなたが決めることではないんですよ。感じはわかる、言いたいことはわかるけれども、日本のシステムは、行政がやって司法が判断をしてということになっているんですね。だから、そこらあたりをやはりコンプライアンスをしっかりしておかないと間違っていくんですよ。何となく、過去のこうやっていましたという町長の言葉あるいは隣に問い合わせることになっちゃいますので、ひとつよろしく、専決にしてもね。この間もちょっと言いました。議会に専決を求める必要、了解を求める必要があるの、全協で、町長の権限でおやりになったらいいじゃないですかと私は申し

ました。法律に基づいておやりになればいいですよ。しっかりよろしくお願いします。何かあれば言ってください。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第43号議案に対する質疑を終わります。

日程第6……（「済みません。事項別明細は聞かないの」と呼ぶ者あり）

事項別明細も含めてと思ったんですけれども、なしですか、事項別単独でいきますか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）重松議員。

○6番（重松一徳君）

今、事項別明細の中で聞こうと思って聞かなかったんですけれども、先ほどから鳥栖工業高等学校の駅伝競走の大会出場と、総務課長が専決処分をさせていただきますということでちょっと事前にあったときに、私もやはりこれは専決処分に入れるのはおかしいのじゃないかというのを言ったんですね。というのは、今回、去年もそうでしょうけれども、鳥栖工業が駅伝に出ると。町長のほうに出場の挨拶が行われるということで、町長は「じゃ、頑張ってください」と。これは多分助成金というよりも祝い金ですよ、性格は。そうすると、私はこれは交際費で払うべきなんだというふうに思っているんですね。なぜかという、例えば鳥栖高校の体操の龍さん、全国大会も出られて国際大会でもいいところまでいかれて、オリンピックにも出るんじゃないかぐらいの選手だったんですよ。じゃ、その人たちとか、今いろんな大会、鳥栖高校にしても商業にしても正門入口の前にはばあっと横断幕が、いろんな大会いろんな全国大会に出られているんですよ。そういう中で今回されているのは、町長に出場の挨拶に来られたからなんですよ。そうすると、私はこれは性格上は祝い金、交際費で払うと。そうすると別に専決処分にも出さなくてもいいというふうな形になるんですね。だから、この辺については私はきちんとしたほうがいいと。どこには払ってどこには払わないとかいうふうなもの、全くそういうあれはありませんよね。だから、これは町長が「いや、私の気持ちでしました」ということだったら、これはやはり祝い金ですよ。この辺の使い分けを、私はぜひしていただきたいと。そうしないと、じゃほかの団体にはなぜしていないのかというふうになるんですね。この辺、町長、どう思われますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

挨拶に見えたから助成するというかお祝いを差し上げるというような、そういうつもりは私はありません。ほかにも確かに野球が優勝されて全国大会に行かれるというような、そういうケースが過去にありました。そういうときとか駅伝とか大体その辺のところで、ほかにも何か全国大会に行きますというようなことでお見えになられても、必ずしもそれをお祝いを差し上げる、助成をするというようなそういう認識というのは、私は持ち合わせておりません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

だから、議会のこういうふうな形で事項別明細の中に入れて支出するとなれば、何かそういうふうな基準が要りますよね。でも、基準が持ち合わせがないとなれば、例えば、これは補助金にしてもそうでしょうけれども、町長はこれは自分の施策、考えなんだということだったら、それはそれでいいですよ。しかし、こういうふうな形で一般管理費の中の負担金補助及び交付金というふうな中身でするんだったら、やはりきちんとした基準が要るんじゃないですかと。基準がなかったら、やはりこれは性格上祝い金という形ですべきじゃないんですかと。これが今回に限らずずっと来年も再来年もこういう問題は引き継ぐだけに、やはりどこかで整理しておったほうがいいんじゃないですかというふうに私は思うんですけれども。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その基準をはっきりしておけばすっきりするということかも知れませんが、そんな基準でどうこうということでもない。これはそういう言い方はまたいろいろと問題あるかと思いますが、過去にもそういうふうなことでお出ししておるというそういう事例もございますし、それから、やはり議会にもこれを承認をしていただくと、単なる交際費ということだけじゃなくて、議会にも了解をしていただくというようなことで上げるという

のが、むしろ私のほうは何かそのほうが合っているような気がしております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

私としては鳥栖工業のOBですから大変うれしく思っております。

それで、私もその祝い金とかお金というのはある程度の基準、懸垂幕のあれがあったでしょう、全国大会に行けば一枠団体下げるとか、ああいう金額も基準を設けてもらいたい。もし、祝い金としたら、鳥栖工業がベスト8も入って優勝でもしたら、またお祝い金とか出るかもわからんからですね、そこら辺の基準をはっきりした方がいいなと思います。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほど来、重松議員からのお話は確かにそのとおりだと思いますけれども、財政を預かる者としては、税金ですので、金額10万円ですが、町長交際費から出していただいて広報とかで報告をいただくよりも、予算化をちゃんとして支出をしていただきたいというのが財政的な考えでございます。以上です。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

しかしですよ、この10万というのは慣習ですよ。前回は10万だ。基本的にもものがないわけですよ。何に行ったからどうだとかという予算の助成金の基準もないでしょう。であるならば、政治家としての町長が判断して交際費のほうから出すというのがいいのかと思うんですけどもね。予算立てができないんですよ。根拠が何ですかと言ったら、前回のときに行ったときも10万でしたと。じゃ、世界大会に1人行ったときに幾らなのかですよ。昔エアロビクスで行かれましたよね。世界大会で優勝されました。そのとき町から多分出ていないと思うんですよ。そういうこともあるんですから、だからその辺のところはあればいいんですけども、なければですよ、ほかのところもあるでしょうし、基準をしっかりしなきゃいけないし、出さないなら出さないとかそういう話もできると思うんですよ。だから、根拠がなければだめだと言われているのに、そのところはわからないからこうやって質問



していると思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

根拠を言われれば、確かに議員言われるとおりですけども、エアロビのときには、補助金の要綱がありますのでそれに沿って支出をしております。以上です。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

そうしたら、今回もそういうことで基準でできるんじゃないですか。違うんですか。今回はしなくて前回したと。いいんですか、そういうことで。町の予算、税金使ってと言われてましたよね。それならば、それでいいんですか。逆に、今の発言はおかしくないですか。

○議長（後藤信八君）

何ですか。答弁の調整。（発言あり）

暫時休憩します。

～午前11時36分 休憩～

～午前11時41分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

大山議員。

○8番（大山勝代君）

43号議案全部ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

6ページ、7ページの民生費、衛生費ですが、専決処分というのは今度の選挙のものだけと私は思っていましたけれども、こういう形で絶対ここで出さんといけない項目なのでしょうか、質問します。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これは先ほどから専決なのか、それとも予備費充当でやるべきじゃないかという一つの議

論の過程ではあると思いますが、このことについては一番初めに鳥栖工業と選挙について専決をお願いするというので、私が説明を忘れておりましたということで、全員協議会の中で、この項目については人事異動の関係でこういうことが発生し専決のほうをお願いするというので協議をさせていただいたと思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

一般会計の事項別明細では間に合わなかったということですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これは、12月1日付で人事異動を行ったためにそういう措置をとらせてくださいということをお願いさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第43号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第6 第44号議案

○議長（後藤信八君）

日程第6行きます。第44号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書17ページをお開きください。失礼しました。議案書12ページをお開きください。

13ページ、14ページ、第1表、歳入歳出予算補正。質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

16ページ、地方債補正。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

事項別明細に入ります。補正予算の事項別明細をお開きください。

3 ページ、歳入、使用料及び手数料、教育使用料。重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

キャンプ場の使用料のところでは伺いますけれども、ここはキャンプを町内外含めて利用してもらった部分の使用料だろうと思うんですね。しかし、キャンプ場が使用できなくなったというふうな、これは新聞にも載ってましたね。蛇口とかこういう金属類が盗難に遭ったと。そして使用できなくなりましたと。使用できないということは使用料もその間に入ってこなかったというのがありますけれども、基山町はどれぐらい損害を被ったのか。そして、当然早急に復旧もされたのだらうと。どれぐらい復旧工事にお金がかかったのか。そして、これは盗難事件として警察も動いたわけですからけれども、犯人等は捕まったのか。この辺一連の関係を説明お願いいたします。

**○議長（後藤信八君）**

内山教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

今回キャンプ場の使用料ということで補正をお願いしておりますが、先日、2回目の盗難に遭っております。水道蛇口、それからトイレの水を流すところのパイプとかをとられております。今ちょっと金額は手元にございませぬ。修繕等の見積もりを出して依頼をしておりますが、これをすぐに修理をしてまたとられるんじゃないかというちょっと懸念がありまして、対策を近隣のほうにも聞いてみて、そこら辺を少し整理をしてから修理をしたいなというふうに思っています。時期的にこれからの分についてはやはり相当利用者の方も減りますので、今のところ当面利用中止という形でさせていただいております。事件がありました翌日も、前日にはあったんですけども、たまたま次の日に見に行ったときになかったという、もう夜間にとられているという状況です。警察のほうにも来ていただいて、現場検証していただいて細かくチェックもしていただいております。一応まだそういう犯人が捕まったというような話は聞いておりませぬ。

**○議長（後藤信八君）**

ほかにありませんか。林議員。

**○11番（林 博文君）**

今のキャンプ場使用料のところですが、要は、前はここのキャンプ場の使用料関係は取ら

れておらなかったわけですが、私も毎年このキャンプ場のグラウンドなりいろんな施設を使わせていただいておりますが、利用料金を取るようになって約5年ぐらいになるかと思いますが、取る前と取ってからのやはり利用者、そういうのは多く使われていますか。使用料をやっぱ払らわないかんけん、利用者が少のうなりよりやせんですか。

それと、ここは私もちょうど利用する前のときに水道の蛇口、白いとですね、あれを全部とられておったわけですね。そういうようなことがあって、警備会社の巡回とかそういうのはされてないとはですか。ちょっとこの2点。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

利用料金を取り始めてから急激に減ったかという、最初はちょっとそういう状況だったと思いますけれども、今は毎年安定して利用されているとは思いますが。

それと、警備会社がキャンプ場のほうにずっと見ているかというのは、それはあつてないと、していないということでございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ここは日ごろは誰もおらない、利用者がいないときはですね。そういうことから盗難等もあるし、私も森林組合のほうで山にたまに行くときもありますが、いろんな施設がもう相当老朽化をして、上のほうの例えば釜ですね、それとか中の飯ごうとかそういうのが真っ黒になっておりますが、やはり利用者の立場から見れば買いかえの時期とかそういうのの予算をつけて、キャンプ場の使用関係で昔は子どもクラブなんかがもう期日がとれないように予約予約でずっと入っておったわけですが、ほとんどの基山町の小中学校の関係では各区の子どもクラブもこのキャンプ場を使用されていないようですが、そういうのを含めて施設の整備を今後検討していただきたい。その点、どうなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいまの施設の更新関係は、確かにいろいろと古くはなっております。ただかまどが壊

れた分についてはもう前回補修をさせていただいておりますので、今はきれいになっております。あと、やはり全体的にかなり老朽化はしております。当然必要な部分でどうしても使えないような部分については、やはり修理等で対応していかなければならないというふうには思っております。（「ちょっと最後に」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

確かに上のほうで利用者も少ないか、もう少なくなってきたおるんじゃないかと思いますが、やはりペンキぐらいはきれいに塗って明るく利用者がいいような施設に補修をしていただきたい。これはもう最後の要望です。よろしくお願いします。

○議長（後藤信八君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4 ページ、国庫支出金、民生費国庫負担金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5 ページ、13款 2 項 3 目、4 目、国庫補助金。鳥飼議員。

○7 番（鳥飼勝美君）

直接これでありませんけれども、町長にお尋ねしますけれども、昨日総選挙がありまして、年内に新政権が発足する予定、首相首班指名がある予定と聞いております。それに関連しまして、現在の政権から新しく政権が変わると思いますけれども、新政権のマニフェストなりの中で財政対策といいますか、大きく変貌すると、私個人的に、変わって補正予算なり追加補正、経済対策とかが出てくると思うんです。それに関連しまして、恐らく相当の赤字建設国債とかそういうもので手当てして経済を立て直すとかそういうことになると思いますけれども、それになったときに、基山町としていろんな要望なり、いや、基山町は何も載りませんよ、補正予算にも載りませんよという考えなのか。はっきり言って、公共施設、白坂久保田 2 号線なり、私がいつもお願いしております塚原長谷川線なり、いろんな町営住宅の建てかえとかそういう感じについて、町長は現時点で、そういうのを補正予算に立って基山

町の公共施設、道路整備、町営住宅の建てかえなど懸案事項についての新政権に対しての予算等について、現在の時点でもいいですけども、各課の要望等をまとめられておられるのか。全く白紙なのか。今後の補正予算に対応して、基山町として町長として新政権に対する公共施設なりを持ってあるのか、全然持ってらっしゃらないのか。現時点では。どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

新政権になってかなり大がかりな補正をというような話も聞かないじゃございません。しかし、それが現時点でどの程度かということも皆目わかりませんし、災害復旧とか何とかそういうふうにならぬに主につぎ込まれるのかどうか、その辺のところもはっきりしたこともありませんので、現在のところ、それじゃ何も幅広げてあれもやろうこれもやろうというような具体的なことは今のところ考えはいたしておりません。

それから、もう一つはやはり裏負担というようなことも当然あるわけでございますから、その辺も考え合わせながら各課と詰めていきたいと。やはりそういうふうな補正が組まれれば、ある程度はそれに乗っかるということのも一つの得策方法かなとは思いますが、その辺はまた考え合わせたいと思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

町長はそういうお考えでしょうけれども、いろんなある程度相当負担軽減策も出てくると思うんですね。今度のような100%道路、50%の補助で起債が全額見るとか、やはり基山町の、昨日か一般質問でもあったように、町長はいろんな懸案事項を抱えていると思うんですよ。だから、そういうのを町長のほうが集約されて、補正予算は別にしてでも、公共施設のどうしても耐震化の問題とかトンネル事故とかありました橋の問題とかいろんな問題があると思います。やはり長期的な計画を立てて、各課からの吸収をされて、そして積極的に取り組んでいただくように強く要望いたします。以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかに5ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ここで1時まで休憩します。

～午前11時56分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

6ページ、14款1項1目、民生費県負担金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7ページ、14款2項1目、2目、3目、4目、5目、県補助金。9目、県補助金。重松議員。

○6番（重松一徳君）

9目の労働費県補助金についてですけれども、少し一般質問でも質問しましたけれども、今回、歳出では緊急雇用の部分の採用がなかったとか辞退されたとかということで更正がされておりますけれども、427万2,000円の今回構成されている部分について説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ちょっと詳しい資料はありませんけれども、主に先ほど議員おっしゃいましたとおり、ほとんどが人件費ですので、1つは住みよい環境づくり事業のほうで1人途中でやめられまして、その補充は結局のところ必要がなくなったということで、1人減の体制でやれるということでそれが雇用しなかった分です。それからもう一つは、保育園のほうで保健師を雇うことにしておりましたけれども、こちらのほうが応募がなかったということで減になっております。それから、観光情報の収集・発信事業のほうで嘱託でしておりましたけれども、途中で事情がありまして臨時ということにしましたけれども、その関係で共済費関係ですかね、そういうものが減になっております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これは歳出のほうでわかるんですね。私が言っているのは、全体の金額は2,868万ですよ。そのうち今回427万。全部が緊急雇用じゃないかもしれませんが、当初県がこれだけ緊急雇用できますよということで予算を組んだ部分ですよ。これは町のほうが県のほうに、これだけ採用しますという計画を出して、これは県のほうが基金事業ということで認めた部分だろうと思うんですね。人件費の2分の1ですよ。そうすると、先ほどからいろいろ説明はあったけれども、例えば途中で退職されたとか何とかだったらあと補充をやるのかというふうな形で、せつかくこの緊急雇用という形、少し震災等で中身が変わったというのもしやめたけれどもこれはちょっと別として、緊急雇用でこういうふうに来た部分の補助金をなぜ基山町は有効に使っていないのかというところが、私はちょっと不思議に思うんですね。その辺はどうですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

議員確かにおっしゃるとおりですけれども、1人はおっしゃるとおりその後の追加補充をしていないという状況ですけれども、これについては現場のほうでその人員で足りるという判断がされておりますから、仕事もないのに雇うというわけにはいきませんので、そういうことで1人の減のままそこは行っております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

3回目。重松議員。

○6番（重松一徳君）

仕事がないじゃないですよ。基山町がこういう事業をするんですよということで計画して、そしてこれは県のほうに申請されたんじゃないんですか、最初。一番最初ですよ。だから、県の基金事業で、佐賀県のほうに二百何十人、400人だったかな、予算を組んでされているんですね。これは各市町この事業の内容というのはバラバラなんですよ。いろんな事業があります。場合によっては放課後児童クラブにも使ったり子育て支援にも使ったりとか、いろんなことに使っているんですね。というのは、これは市町が自分の町はこういう事業をしたいんだということで、だから、例えば環境の問題にしても、先ほど言われましたように、基



山町の今緊急雇用でいろんな仕事もしてもらっておりますけれども、こういうのも含めて全てこれは基山町が計画したと思うんですよ。先ほどの答弁で、いや、仕事がないのに採用するわけにはいかないという答弁はちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

仕事は当初見込みの人員でしておりましたけれども、1人減でも回るということになって、そこは1人減のまま行ったということです。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

今の答弁は、私ちょっと腑に落ちんところがあるわけですが、せっかく国も県も町もですが、これだけ仕事がないのに緊急雇用、こういうふうな補助金までつけてやはり雇ってその生活を潤すというような形の仕事がないというのは、仕事はあるわけですよ。城戸1号線にしても、例えば古屋敷とかそういうようなところの側溝の詰まったところやらもずっと上げてもらったりしておったわけですが、まだまだたくさんそういうふうな作業をされるところもあるし、このときの人員の採用関係も本来ならば、ちょっとそっちのほうにも移るわけですが、65歳までというような年齢を強いてありましたけれども、65歳以上の方も雇用の対象に雇って仕事をされておったのを聞いたわけですが、何で65歳でしっかり年齢を決めたのに65歳以上を雇ったかという批判もあったわけですが、その点、どうなんですか。私は仕事はあったと思うんですよ。何で補充せんとやろかと思うとですよ。城戸1号線の川べたも全部切ってくれたじゃないですか。まだ切るところは結構あるとですよ。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今の人員の1人減のことですけれども、当初6名でしておまして、応募は7人いらっしゃいました。1人の方が足にちょっと障害があるという大げさですけども、ちょっとそういうことで1人は、結構ハードな仕事をしてもらっていますから、だから6人で採用いたしました。そうしたら、急に1人の方が再度就職が見つかったということで5人に

なりまして、それからまた応募をしました。その応募をした中で、前回選考に漏れた方が1人だけ来られました。その方が1人来られましたけれども、やはり先ほど申しますように、仕事は草切りとかいろいろ少しハードなところもありましたので、そこで不採用という形をとりまして、実際はその形からあとはもう募集はしていなくて、実際5名体制で今現在行っている次第でございます。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

確かにそういうふうな作業関係できつい仕事、草切りとかチェーンソーなんかを使ったりする仕事ということで、特殊な仕事かもわかりませんが、60歳でやめた方がやはりこういうところに来たいという人がよう問い合わせがあるわけですよ。そういうのにもう少しPRをして補充をして、せっかく県の人件費の2分の1の補助なんかもあった緊急雇用関係の事業というふうなことになるれば、私はもう少しPRをして早急にでも雇ってもらいたかったなというふうに思います。以上です。反省があったと思いますので。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私もちょっとただいまの答弁に納得できないところがありまして、今、基山町のラスパイレレス指数というのは99%を超えているわけですよ。そもそもこのラスパイレレス指数というのは、近隣の市町で80%のところもある中、私はやはり100%に近づけるべきだという考えを持っていましたけれども、今の答弁があると、それがもう根本から覆ってしまうわけですよ。つまりこの基準というのは大企業の企画立案部門を基準にした数字なんですよ。ですから、恐らく行政の皆さん方の仕事というのは、管理というよりも企画立案をいかにしていくかということが重要視されているということなんですけれども、要するに、ここの企画立案部門が足りないんじゃないかというふうな指摘をせざるを得ないんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

緊急雇用対策事業につきましては、毎年原課のほうに要望をとりましているいろんなことを考えてもらっておりますけれども、その中で、なかなか企画部門だけでは回らないのが現状でございます。住みよい環境づくり事業に関しても、職員が1人自主的にもう張りついたような形になっておりまして、そういう中でようやく回しているという状況でございますので、なかなか企画立案しただけで、さあどうして下さいというわけにはいきませんので、その辺は手間がやはり役所側としてもちょっとかかっている状況でございます。いろんなところで検討していただきまして、今の事業をしていただいている現状でございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、恐らく県議会の3月補正に載るであろう、県雇用労働課が12月7日で締め切ったと思うんですね、次回の緊急雇用の分を。それで大体何人ぐらい申し込まれたんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

何人申し込まれたというと、住民さんがですか。

○議長（後藤信八君）

ちょっと説明してください。

○2番（久保山義明君）

恐らく募集がかかったと思うんですよ。県のほうから、雇用労働課から。基山町の場合はそれに何人どういう事業で申し込まれたかというのをお聞きしています。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ちょっと私のほうで人数まで把握しておりませんが、3事業上がっております。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

済みません。まだ、一応うちのほうの要望としては3事業県のほうに上げております。

(「何人かはわからないですね。何人かはまだ」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤信八君)

ほかにありませんか。久保山議員。

○2番(久保山義明君)

要するに、県も枠を設けて皆さんに促しているんだと思うんですよ。だから、私は、これは本当に真剣にどういうことが今必要なのか。せつかくこれだけ人材を、人件費を県が負担してやるということであれば、もっともっと手の回っていないところを真剣に探していってやるのかどうか、甚だ疑問に感じるんですけども、町長、これはいかがですか。

○議長(後藤信八君)

小森町長。

○町長(小森純一君)

確かにそういう制度でございましょうし、それだけに町としても、足りない部分とか各課に言って必要な部分は取りまとめてということでございます。その期間的なものも今言っておりますけれども、期間的なものもありますし、それから、これはどうかと思いますけれども、余り広げ過ぎましてもあとの問題もあると、今度はこの制度がなくなったときにどうするかという、今度はもう町単でやらなきゃいかんとかというような、そういう問題もやっぱりちょっとどこかに引っかかってきます。ほかの町と話しておると、もうこの際というような町もございまして、そうじゃない、そうだなというような一緒に話すような「やっぱりあと町単になったときはなあ」というような、そういうちょっとそこらはマイナス的な考え方もしれませんけれども、そういうことも確かにあるのはあります。

○議長(後藤信八君)

ほかにありませんか。(「目別で今3。目別で違う……」と呼ぶ者あり)もう3回しましたでしょう。(「目別、違う目で」と呼ぶ者あり)目が違えばいいですよ。

先に、久保山議員。

○2番(久保山義明君)

済みません。2目の民生費補助金です。放課後子どもプラン推進事業費、これは補助対象費の減ということでしたけれども、ちょっとこれを詳しく説明してもらえますか。

○議長(後藤信八君)

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず、放課後子どもプラン推進事業費の補助対象事業としまして、放課後児童クラブの事業費分、それと放課後子ども教室の分と、2つの事業をこの補助金で実施しております。その事業分のまず放課後児童クラブにつきましては、事業費の見込みに基づいて事業費が減額になりましたので、その分の補助金を減額をさせていただいております。それと、あと放課後子ども教室の応分につきましては、県の補助金の内示に基づいて補助金を減額しまして、まず放課後児童クラブの減額につきましては157万8,000円、それから放課後子ども教室に対する補助金につきましては9万2,000円の減額、合わせて167万円の減額の補正をお願いしているところでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

ちょっと町長にお伺いします。先ほど久保山議員からラスパイレスの話が出ていたんですが、必ずしも企画部門だけじゃなくて、サンプリングの仕方が、昔は1,000人以上の会社を全部平均賃金で、今は500人、中小企業まで広げなきゃで500人まで国はデータとっていますよね。そこらあたりは御存じですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その辺までは、私も知ってはおります。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

先ほど企画政策課長から、確かに地方自治というか市町村はサービスの第一線ですから、極端に見たらホワイトカラーからブルーカラーまで全部いるわけですね、職はどうかは別に。ですから、仕事の内容から必ずしも私はラスパイレスを1に近づける必要はないと考えていますし、今議会を見ていて、パーキンソンの第2法則というのがございますね、それに近いことを今議会が考えているのではないかと思うんですが、町長は議会を見られていてそうお感じになりませんか。

○議長（後藤信八君）

わかりますか。わからなければ確認を。

○町長（小森純一君）

はい、ちょっと確認を。パーキンソンの第2……。 （発言あり）パーキンソン病の……ちょっとそれは存じません。

○議長（後藤信八君）

質問をきちんと整理して。

○9番（片山一儀君）

普通、パーキンソンの法則というのは非常に、パーキンソン病にかかった人もいますけれども、「行政のというか、公務員の支出は収入まで広がる」というのがパーキンソンの第2法則です。ですから、これで予算があるからここまで仕事広げろという考え方。あるいは、例えば私は議員の研修についても別の考えを持っているんですけれども、研修枠がここまであるからここまで行こうかというのがパーキンソンの第2法則なんです。そういうことについて町長は何かお考えがありますかというのを、私はこの収入を見ていて、県からあるいは国庫支出金、県支出金ですね。国庫支出金には3種類ありますね。補助金から負担金から委託料から3種類ありますが、そこあたりをどのようにお考えなのかなど。これは町長じゃなくても財政課長でもいいんですけれども、お考えがあれば。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まことに申しわけございません。そのパーキンソンの第2法則ということ自体がまだちょっと私も理解に苦しんでおりますものですから、特にそれに対する考えというお答えはできません。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8ページ、14款3項1目、総務委託金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

9ページ、15款1項2目、利子及び配当金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

10ページ、15款2項1目、不動産売払収入。ありませんか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

不動産売払収入というのは、これは地価評価額ですか、課税対象額ですか。どちらでされるんですかね。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

評価額でございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

11ページ、16款1項1目、3目、寄附金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

12ページ、17款1項2目、3目、基金繰入金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13ページ、19款4項1目、4目、受託事業収入。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

14ページ、19款5項3目、雑入。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

15ページ、20款1項1目、2目、町債。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

続いて、歳出行きます。

16ページ、1款1項1目、議会費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

17ページ、2款1項1目、2目、3目、4目、5目……ちょっと長いですね。17ページの5目まで。ありませんか。木村議員。

○4番（木村照夫君）

5目の財産管理費ですね。13の委託料です。これはいつも入札減で金額が下がっておりますけれども、この最低入札金額とかありましたら教えてください。

それと、毎年低下しておりますけれども、アウトプットの品質管理ですね。電気保安とかの特定建築物は法令がございまして、電気事業法で言いますなら、年に1回停電させて点検しなさいとか月例点検しなさいとかございまして、品質管理のやつを法定点検のほうで守られておると思いますが、空調設備の保守点検、何も法がございませぬけれども、こういうふうにならばずっと低下していきまると、実際のアウトプットの管理がどんなものか。品質低下して、去年あたりでしたか、1,200万の補正をとって室外機の置換の修理をされたと。こういう悪質な点検で不良が発見できないで、最終的には大きな改修工事になるという可能性もありますから、そこの付近の考え方はどうですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

その点につきましては、各業務とも仕様を定めまして、仕様に合っているかどうかの確認を毎回しております。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

この最低金額ですか、これは決まっていますか。

○議長（後藤信八君）



城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

最低価格は定めておりません。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そこを吟味されて、本当にランニングの維持管理費、消耗品でございますから、こっちのほうの役場のほうも何年に交換するとかそういう改修用をとって、これは何年置きに修理しなきゃならんとかそういうことを考えて、どっちがペイとるかですね。何も安くいって最終にボーンと大きな工事がかかるか。そこんにきを考えて補修計画をつくってもらいたいと思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

17ページ全般でしょう。

○議長（後藤信八君）

17ページ、5目までいいですよ。

○6番（重松一徳君）

今回管理職手当それぞれ出されております。ここでまとめてちょっと質問させていただきます。

1つは、ことしの1月1日付で参事職を採用されて、退職される課長さんが参事になって、そして新しく課長を任命されたというのが1月の中身でした。そのときのまず町長が考えられた部分と実際の効果、どのような効果があったのかというのが1つです。

それから、今回は退職される課長はそのまま3月いっぱいまで課長で、4月から新課長になられる係長を参事として任命したいと。なぜこのように変わったのかというのが2点目です。

それから、1つは、係長から参事にするということは、どこかの課の係長が5人欠員になるという問題があります。当然、今仕事関係はそれぞれ課長、係長、そしてその下に課員等が協力しながら仕事をされているんだらうと。そして、必ずそこには責任分担があります。

係長は係長としての責任があるわけですね。その係長が5人いなくなるという形になりますね。じゃ、いや参事の方が係長も兼任するんですよというふうになれば、その課の係長の方がその課の参事になれば問題ないんですけれども、人事異動ですので必ずしもそうはなりませんね。例えばまちづくり推進課の係長が今回退職される予定のどこかの、例えば総務だったら総務の参事になる可能性もありますね。そうすると、まちづくり推進課の係の方が1名欠員になると。じゃ、そこの仕事は一体誰が責任持って、課長か係長、そういうふうな上意下達も含めてですけれども、それがどうなるのかという問題がありますね。

それから、私が一番心配するのが、総務課長も今回退職されます。そうすると、いや、これは町長が決めることですので、私がこの場でいろいろ言う必要はないんですけれども、現課長から例えば総務課長のほうに今度お願いしたいというふうな異動をもし町長が考えられたら、現課長を1回参事にしなければならぬと。総務課長はあくまでも3月31日までは総務課長ですね。その総務課長の下に参事を置くという人が4月1日付で総務課長になるというのが、私は今回のこの参事職を置く前提だと思うんですね。町長は、あくまでも退職される予定の課長の職を次の新課長にするために参事職を置いて指導、教育、議会対応をしていくんだというふうな答弁でしたので、そうするとこの町長の発想だったら、新総務課長には新しい係長職から持ってこなければおかしくなりますね。もし、現課長、例でまちづくりを挙げて済みませんけれども、まちづくり推進課の課長を総務課長の課長にしようと思えば、1回参事に降格しなければならぬとなりますね。そのときに本当にそれでいいのかと。そこまであえてするのかと、いや、しなければならぬのかという問題等も私はあろうかと思うんですね。今、ちょっと思いつくところを上げさせてもらいましたけれども、それについて答弁をお願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、昨年というかことしの1月からでございますか、実際やったわけでございますけれども、それはなぜと言いますか、効果はどうだったのかというような、目的はどうだった、効果はどうだったかということだったと思いますけれども、やはりこれはこの2年間で課長が11人総入れかえになるというようなことでございまして、これはやはり異常事態、非常事態だという思いで非常に危機感を持っておりまして、それで前々年度は課長を参事という

ような、そして新しく課長をというようなやり方をやりました。

1つは、何でもかと言いますと、やはり4月からの課長を務めてもらう職員に前もって対応を十分勉強をしてもらっておくというようなこと。これはもう身近に前課長がいて指導をしてくれるというようなこと、それが庁外に退職してしまうとなかなかそれができないであろうということで、早目にそれを3カ月前に前倒して交代させたというようなこと。

それから、1つ、そしてそこで何をやるかという、やはりこの3カ月というのは予算関係、これを編成しなきゃいかんというようなことで非常に重要な時期であるし、そのためにはしっかりと教育もしてなれてもらっておくというようなこと。それから、当然議会も予算関係もございますから、議会对応も非常に難しいといいますが、滞ってはいけないというようなこともございまして、それにもやはり人をなるべく早く身近でやっておきたいというようなこと。

それともう一つは、予算を編成することで本当に実務を身につけるという意味と、それに対する責任を持つといえますか、それも一つの効果の狙いとしてやったということでございます。

その結果どうだったかということですが、私としましては、それはそれでスムーズにいったし、その効果があったというふうに見ております。実際職員にも聞きますけれども、よかったなというような、これは私が聞いた部分でございまして、そういう評価は聞いております。

それから、なぜ変更……ですかね。（発言あり）（「去年とことしの……」と呼ぶ者あり）ああ、そうかそうか。去年したのと何で違えたかということでございまして、それはやはり課長を参事にするということは、同意はあったにしてもやはり一種の降格だというような御指摘もありまして、それはやはり避けたいということで、そして、課長はもう参事になったということではなくて、課長は課長の仕事を、やはり今まで課内の統括なり何なりとその辺のところはやはりやってほしいというようなこと、そういうことで、ことしは課長をあえて参事にするのではなくて、課長はそのまま参事を別に設けるといようなその辺のところはございまして。

それと、係長のことでございまして、基本これはちょっと確定とここで申し上げると何ですが、基本的には私は、今の5課あるわけですが、今の係長を参事に、そして課長にというような、それでスムーズに行くと、全体的な考え方もそれでス

ムーズに行くというふうに思っております。そこで、もうじゃあ人事までここで決定したのかというような話になりましようけれども、私の頭の中には大体そういうことを考えております。

それから、もしかしてよそから課長を持ってきてということになれば、今度は持ってきたところの課には係長不在ということになりましようから、それはそれでまた対応していかなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

2回目の質問でまた少し聞きますけれども、先ほどから少し私が心配したのが、やはり総務課長が今回退職されるという中身なんですね。総務課長というのは、課長さんいらっしゃる中のやはり筆頭課長なんですね。今は副町長がいらっしゃいますので、町長代理は副町長がされるわけですがけれども、ことしの3月31日、副町長がいない時期は、町長が不在のときには総務課長が代理をされていたんですね。それぐらいやはり総務課長というのは課長の中でも順列が上なんですね。副町長がいらっしゃるから、じゃ次官ですよというわけでもないんですね。やはり副町長がいらっしゃっても、もし副町長も不在のときにはやはり総務課長が町長代理の筆頭に来ると。

そうすると、先ほどの答弁だったら、係長から上げるとなれば、例えば今総務課のいろんな係がありますけれども、その係長から総務課長に任用するというふうなとらえ方になるんですね。いや、それはまだ人事の話だからわかりませんよと言われてれば、先ほどから心配するのが、役場の職員は大体3年ぐらいのうちにずっといろんな課も仕事も覚える、そこだけじゃないと、ずっと異動があるんですね。異動があるということは、本当は適材適所でそういう能力がある人はそこでずっと働けば本当は一番いいんですけれども、やはりそうじゃないと。それで、係長についたから、じゃ、その係の仕事がわかっているのかというと、例えば去年係長に異動してきた係長の方はわからないかもしれませんね。その人がすぐに課長になるのかと。しかし、それ以前に、例えば総務課の前において、ある程度知っていると、しかし今はほかの係長もしていると、今はほかの課長をしているとか、そういう人を総務課の課長にというふうになれば、今の町長の発想ではやはり問題がありますね。そこが私は一番心配するわけです。去年というかことしの1月にそういうふうに参加をしたからと、今回もや

はりしなければならぬのかなというぐらいの発想だったら、私はしないほうがいいと。やっぱりするためにはする根拠が要るし、逆にしたことによって職場が、役場全体がうまく機能しなくなるんじゃないのかという心配をするんですね。だから、1つはこの問題、特に総務課長の問題があるんだと。

そして、1つは、やはりことしの4月1日から副町長をちゃんと配置したんですね。町長が一番最初に、副町長を佐賀県の職員にお願いして佐賀県のほうから派遣してもらおうんだと言ったときの一番の理由は何だったかという、職員の指導をしてもらいたいと、内部の機能を高めたいんだというのが一番だったんですね。副町長にほかに出てからトップセールスで回れということ希望されていないんですね。それは私がするからと、町長がするから、副町長にはこの職員の内部の問題点を整理して、そして職員の力を上げてもらいたいというのを第一希望としてされたんですね。じゃ、それをずっと4月からされているんだしたら、私は今回の参事職等をあえて置かずに、この辺の指導を今までずっとされてきたものだと思うんですね。というのは、係長から課長になるという中身で、仕事の中身とかもあるかもしれませんが、それ以上に人事管理とかそういうふうな職場を回す総合的な判断力、そこが一番問われてくるんだらうというふうに思うんですね。そうすると、一体副町長は何をされてきたのかというふうな気がするんですね。副町長の配置からも私はもう一回見直しをしなければならぬみたいな気がしてくるんですね、今の発想だったら。（「そうだ」と呼ぶ者あり）この辺はどのように捉えられますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、1点目の重松議員御心配いただいておりますその総務課の問題でございますけれども、これはちょっと私が先走るかもわかりませんが、私の頭の中では、もうその辺の御心配ないようにスムーズに持っていけるというふうに思っております。そういうことで、当然それは若干の年齢1つ2つどうのというふうなことはあり得るかもしれませんが、誰が見てもそれでというようなそういう人事を一応私の頭の中には描いております。

それから、副町長の件でございますけれども、副町長は確かにそれは私も県のほうにお願いに行ったときに、どういう方が望まれますかというような質問がありました。そのときに申し上げたのは、やはりいろいろ外でやっていただくというよりも、今度こういう課長が全

てかわるというようなこともあるし、そうするとそれに引き連れてまた係長あたりも今度は入れかわるということになりますから、その辺をしっかりと職員の教育、体制固めをしていただく、そういう人材をぜひともお願いしますということでお願いして来ていただいたということでございます。

しかし、それは既にもうやっていただいておりますけれども、だからといって今度課長に、それから新しくなった課長に一々手取り足取りというようなことじゃなくて、それは副町長は副町長の役割といいますか、私がお願いする部分というのはちょっと違うと。もっと全般的な、さっきのを繰り返しますけれども、全般的な職員の教育その辺をやってもらいたいし、私も一緒になってそれをやる。それが1人でやる2人でやるということでは、やはり2人でやれば本当にそれが浸透してくるというようなこと、それから県のほうのあり方、この辺も新風を入れてもらいたいということで、1年間やってきたようなわけでございます。そういうことでございますので、今度の参事をどうこうということについてはちょっと違うのかなというような感じがしております。

**○議長（後藤信八君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

済みません。3回目ですけれども。

私は違うとは思わないんですね。違うとは思いません。というのは、町長、副町長というのは全般的にいろんな仕事もしながら全体的にも見られているんだろうと思いますけれども、町長が副町長を廃止して約3年ぐらいですね、1人で頑張ってこられたと。それはひとえに頑張ってきた中身で問題点があったからと。問題点があったのは、なかなか内にこもって外まで見切れなかったんだということを言われたんですね。だから、やはりこの内側も強化しなければならぬと。そこをしっかりとしていかなければならぬんだというふうな発想が、先ほど言った部分ですよ。

そうすると、それが本当にされているんだしたら、私は今回の問題は発生していないと思うんですね。というのは、参事職というのは課長の課長代行ですよ、早い話が。代理。係長と課長のちょうど中間の昔の課長補佐ですか、その管理職みたいな形ですよ。課長の下で教育を3カ月間と言いますが、これは別に係長であってもできるんですね、本当は。必ずしも参事じゃないとできないということは、私はないと思うんですよ。言いました

ように参事に、例えば「誰々君、あなたは1月1日付で参事にします」というのは「4月1日付で課長にしますよ」というのと全く同じでしょう。それが前提でしょう。「4月1日付で課長にしますよ」というのが前提で「1月1日に参事にしますよ」ということでしょう。

「あなたは1月1日付で参事にしますけれども、4月1日付で課長になるという保証はありません」という発想ではないでしょう。そうすると、それだけきちんと責任分担を持たすという中身でもあるんですね。それだったら別に参事にしなくても、「4月1日付で君を課長としたいと思うんだ。しっかり3カ月間課長の下について頑張ってくれよ」と言っても別に私は問題ないと思うんですよ。これは人事権だから、町長の考えだから。

しかし、私はそこで参事職を置いたというのが、ことしの1月1日付、言うように管理職が全員かわるといふところの大変な不安があったと。そして、退職される課長からそういうふうな提案もあったと。しかし、そのときには副町長はいなかったと。だから、副町長を置く中では全然対応が違って当たり前だと思うんです。同じだったら、副町長は一体何をしたのかとやはりなるんですね、どうしても。副町長の仕事はそれ以外じゃないですよと、先ほど町長が言われましたよね。それだけじゃないと。しかし、町長が一番副町長に望んだのはそこじゃないんですか。だから、どうも私は町長が固執していると、自分が前回したのに今回やめるのはどうもあれだし、自分も続けていこうという議会でも発言したから、やっぱりやらなきゃだめだみたいに固執しているんじゃないのかというのは、私も職員から話を聞いたりとかいろいろすると、今度のやり方について、いや、案外賛成する意見は私は余り聞かないんですね。それよりも不安を、係長が5人いなくなったその係はどうなるんだろうかねという、参事兼係長でできるのかなと。それだったらもう係長のままで頑張ってもらったほうがいいかなとかですね。

この辺、町長よりも、私は4月から頑張ってもらっています副町長の意見も聞きたいんですけども、副町長、本当にこの辺はどう思われますか。そして、副町長は自分に何を与えられてこの基山町に来たというふうに思われますか。

○議長（後藤信八君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）

今、重松議員からいろいろと御指摘いただきましたけれども、私の役割としては、確かに内部的な育成の部分任せられている部分があると思います。例えば、コンプライアンスと

か意識改革、そして組織の風土づくり、そういう部分を全体的な形で私は取り組んでいっているところでございます。

それと、各課の個別の案件等については当然課長と一緒にあって懸案事項の解決に向けて進めているところでございますけれども、今回5名全てかわられますけれども、その課の全てについて一つ一つ私が相談に応じて対応するということになる、なかなかちょっと厳しいところがあるのも現実でございます。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

なかなか副町長からは言いにくいところもあるかもわかりませんので。

まず1つは、副町長を不在にしたという、2年半ばかり不在だったわけでございますけれども、これに関しましては私の思ったところと若干違う部分もあった。それは何かというと、私の能力不足、指導力不足、その辺に起因するものだと、私は反省はいたしております。

それから、参事でございますけれども、それはやはりもう次はおまえは課長になるよということだけで、本当にそれだけのことを予算組みとか議会での、これはお願いをしなきゃいかんと思っておりますけれども、議会でも直接答えをさせてもらうケースもあるということ、その辺のところやはり参事という管理職というような立場でないとそれもできないのかなというような思いがございますので、あえて参事ということでございます。

それから、副町長に関しましては、もう副町長からもありましたように、さっきも私も申しましたように、やはり全般的なといいますか、そういう組織の指導、職員の指導というようなこと、それに全力を投入してもらいたいというような思いでございます。

○議長（後藤信八君）

ちょっと、先ほど。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

私は基本的に、小森町政9年目で大体町長のやってこられたことは公平公正な行政をやっ  
てこられていると思っておりますけれども、この件に関しては私は全く疑問を隠さざるを得ません。  
私は基本的にこの5名10万4,000円の52万については全額削除すべきだと思います。これはち  
よっとさっきの重松議員と若干私の考えのところがあります。

町長は管理職の参事を設置する提案理由としては、3カ月間引き継ぎのために参事を置く



ということを、円滑化を図るために、その気持ちはわかるんですよ。それは当然です。だけれども、そもそも管理職とは何かなんですよ。課長職が10%ですか、管理職手当。そして、参事が8%ですかね。管理職という参事職という新設は、その責任と権限においてその仕事があるところに管理職を置くわけですよ。その3カ月間の引き継ぎ期間が管理職に相当する参事を置く、引き継ぎのために管理職を置かない必然性というのが私は全く理解できないんですよ。

私としては、ことしの4月から課長、参事といふようにされましたけれども、私はその当時賛成しました。これは副町長もいなくて引き継ぎが大変だからということで、緊急避難的な措置ということで、私は絶対的な賛成ではなかったけれども賛成させていただきました。ことしの4月から副町長という職員の管理監督の最高責任者である副町長が赴任されて、今日に至っているんですよ。そこで何で3カ月間だけ管理職を置いて、4月からもう置かないと、参事職はですよ、そういうことでしょう。だから、その理屈が私は全くわからないんですよ。

結局、私の1つの案ですけれども、さきの4月に重松議員も言われたけど、これにこう書いていたんですよけれども、来年の1月1日に引き継ぎが心配ならば、町長が次期課長職であろうとする候補者をその退職される課長の下に係長として配置すれば済むんじゃないですか。何でそこで1月に参事職を置かなければならないか。そして、4月1日に退職課長の後の課長に、そこに置いておくとか置かないとか、違うところの係長でもいいと思うんですよ、1月時点から4月時点はかわるでしょうから、必ず1月1日に配置したから4月1日に置く必要はないと思います。状況変化でですね。やはりそういうことで何ら問題はないと私は思うんです。実際に私はその内部のことはわかりませんよ。町長が一番詳しいですけれども。

そこで何回も申しますように、参事を置かなければならないという必然性というのが私は到底見えないんです。その52万円の血税を使って参事職を新設する必要もないし、だから、この問題について、他の市町村あたりもこういうのは前代未聞と私は思うんですよ。だからこういうこと、たった3カ月間の、それも引き継ぎのためだけにこの大事なというか、8%の管理職の参事職の新設するというのを町長が提案されること自体に全く私は、大体町長の言われることはわかるほうですよけれども、この問題だけは全く私は納得できません。この問題については、私はどうしても全額52万の補正予算については賛成しかねるということを申し上げます。町長、何かございましたら。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

引き継ぎのため、それだけだったら本当にわざわざ参事にしなくても、係長でそれなりの指導をしていけばそれで事済むじゃないかというようなお考えだと思いますけれども、やはりそこには、先ほどから言いますように、予算組みもぜひそこで身につけさせたいというようなこと、それから、議会の答弁対応ということ、これもやはり職員としては非常に神経を気を使うところでなかなかないというような、これは6月でも9月でもいいじゃないかということかもしれませんけれども、やはりもうそこでしっかりと課長のいる間に参事に教え込んでいくというようなそういうことがやはりここで必要だと。そして、今度の課長が、まだ2年3年もとの課長がおりますけれども、来年になりますと、いわゆる課長も1年生という何ですけれども、1年たった課長しかいないというようなこともございます。当然参事もなれないというようなそういうことからしまして、こういうことはちょっと議会、町行政の中でもまれに見るということではないかと思えますし、これは民間でもなかなか、そういうふうな課長なりが、部長制があれば部長なりが全てもう2年でかわってしまうというようなそういうことはちょっとあり得ないんじゃないかなというふうに私は思っております。

したがって、この2年間、去年とことし、あと1年それをやって、緊急事態だというようなことで対応していきたいというふうに思って、あえて提案をさせていただいておるということでございます。私としましては、そういう思いを込めて、それが住民サービスを滞らせないためにはそれがいいんだというような思いを持って、確信を持ってと言いますか、そういうことでございますので、御理解いただけたらというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

町長のその意向も重々もう全員協議会でもお聞きしておきまして、ただちょっともう一つつけ加えさせていただきますと、町長は職員をそんなに不信といいますか、信用してないのですか。私は、管理職の制度は、職が人間を育てることがあるんですよ。育てていくんですよ。私が今まで、元職員として言ったらあれですけども、私たちもぼすつとされて管理職になったほうですけども、いわゆる当初は議会答弁書でも何でもあるんですよ。しかし、

そういうのを経験して、しかし、その後3カ月間参事職をしたから、あと問題がないのではない。何も問題なくスムーズに行くんじゃないんですよ。ただなってもいろんな問題があって、それを乗り越えていって、さっきは町長はもう3カ月間の引き継ぎで職員がちゃんと引き継いで事務事業が流れない心配を執拗におっしゃっているんですけども、私は非常にその辺は心外ですけども、私は、そこが人間と言いますか、管理職を育てていくということは、私はそういう懸念は必要ないし、特にまた副町長もいらっしゃるし、私は全くそこに参事という管理職を新設する必然性はないということを最後につけ加えておきます。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

私が職員を信用してないというようなそんなことは決してございませんし、それから、以前の話もちょっと出ますけれども、前は15課ありまして15人の課長がいたと思います。それが今10課、11課ということになっております。そして、課長補佐という職もたしかあったはずでございます。これもよしあしは別にして廃止をさせていただいたというようなこともございます。それからもう一つは、非常に定員管理ということで、平成16年は154名いたはずですけども、今や今年度は140名ということで職員自体も非常に減ってきておりますので、それだけにやっぱりいろいろと苦労するというようなこともあると私は見ております。そういうことからして、50万無駄に使うという意味ではなくて、やはりしっかりと育て先々も育ててもらいたいというようなことでの思いでございます。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

関連質問で、そのほかにあと2点質問させていただきます。

まず1つは、参事の問題ですけども、昨年、私は1人反対討論までしたんですよ。自治法には降格という処分はありません。防衛省にはあります。米軍にはあります。降格という処分は。ただ自治法はありません。ありませんけれども、そういう捉え方は私は必要だろうと思うんですね。ここへ来て、13年ですかね、某筆頭課長が、あるとき気がついたら教育学習課長か何かになられておったんですね。そのときに基山町の人事はクレイジーだなと私は思ったんです。それで、この分掌規則というのがありますね。分掌規則。基山町事務分掌

規則がありますね。これはコンプライアンスということ副町長が言われましたので当然見られておるでしょうし、事務引き継ぎは全部文書でやることになっていることを明記してありますね。見られていますね。そうすると、去年よりは少し下げないでくっつけるという形をとられたんですけれども、これすら、今ちょうど町長が、15課あったのを10課に減らした、副課長を除いたとおっしゃいました。そのときに言われたのは、参事は設けないとおっしゃったんです。記憶されていると思います。ただ例外的に保育園の課長、またも人事がね、課長から保育園の課長に行って、また課長へ戻って、変な人事がありましたけれども、その参事だけはあった。ただ今、今度は上げて、先ほどもたくさん出ていますが、課長の見習いとか、課長の見習いだけでというのはどうしても組織論上おかしいですよ。それから部下を信用していないと、まことにそういうことはとりかねない。

それからもう一つは、人事には適材適所という人事と育てる人事があります。だから、総務課長を持ってくるためには、議会事務局長とそれから財政課長と企画政策課長を経た人間でないとやれないとかね。要するに、町全部がそれが育てる、このポストをしていかないと全部がわからないからそれをやってからというそういうのだったらまだわかりますが、この引き継ぎだけとかということであれば、この分掌規則、職務という項目がありますがこれは不明確。そして、ここにはこの前調べたら、職域機能組織ではないんですね、基山町には。いいですか。その人がちゃんとつけばその人がちゃんとやるんですよ。今回非常によかったのは、最後に課長の引き際の花道をつけられた。最後まで課長をやらせるということは非常にすばらしいことだと思います。でも、参事というのは私はちょっといろんなことを思うんですが、処遇改善でしかない。管理職手当を8%つける、これを地区労と密約をされていませんかという疑問を持ったんです、私は。処遇改善をするために。そのためにラスパイレスが上がるんです。いいですか。私はそういう疑問を持ったんですが、それについてあるかないか、お答えをいただきたい。

それから、このコンプライアンスということであれば、今これを見て、職務、課長、参事、主幹、係長、こういうポストがありますが、それぞれの明確な役割はないんですね。ただ課長を補佐すると。例えば、私が前から言っているように、町長の下に副町長はダブル、一条屋上を重ねながら立つ。教育委員会もそうです。教育学習課長の上に教育長が1人乗っかっている。課長が2人あればその上に1人つけるというのは組織論ですよ。ボトムアップケースですから。トップダウンではありませんからね。それを2人を管理するために2つのセ

クッションの上に1人乗っけるんです。ところが、基山町はそういう縦のところがたくさんあります。基山町だけではないんですけれども、副町長1人。副市長が2人制というのはたくさんありますね。北九州でもそうです。いろんな目的でもって国から呼んできます。そういうところで、ことしは大分そういう組織論を理解していろんなことでこの賛成と反対が出てきていましたので、私は非常に心強く思っているんですが、よく御再考いただきたい。これが1点。密約の件。

2つ目の質問。副町長退職手当組合費、これが県から出されるということで、ここに223万3,000円の減額になっています。これは副町長の身分が本当にどうなのか。要するに、どちらも、県も市町村も全部地方公共団体ですね。あるいは同格の、実際は同格じゃないと思っていますが、形では同格になっています。これは確かに地方公務員共済という形で、共済組合は一緒だと思いますけれども、退職金制度はまた別ですよ。それをこれは県がやるから町から削るとするのはちょっと理解できないので、そこあたりを御説明いただきたい。

3つ目、ほかのところにもあるんですが、時間外勤務手当というのが出ています。増額になっています。いろんなところで時間外勤務手当がここに補正組まれています。時間外勤務は、例えば防衛省の場合、私がいるところは本庁は全部100%ついていました。我々のところの地方に来ると70%ぐらいついてなかったかな。この時間外手当についてちょっとお伺いしたいんですが、ここで時間外勤務をするケースが3つありますね。1つは非常に仕事の量が多くて時間外勤務をしなきゃいけない。仕事の量は変わらないけれども、能力が低いために時間外もやらなきゃいけない。もう一つのケースは、今回の地域担当職員ですかね、仕事は余らないけれども、そこに夜行かなきゃいけない。多くはこの3つのケースになると思うんです。いいですか。私も部下に言ったことがある。よく部下の時間外勤務、これをしっかり監督しなさいと、管理しなさいと。本当に必要な時間外勤務なのか。能力がなくて時間外勤務をするのは本人の勝手ですから、電気代等とか使わなきゃいかんけど。その管理がどうされているのか。ちゃんとした命令でもって時間外勤務がされるシステムになっているのか。このあたりをお伺いをしたい。3点。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

先ほど出ましたその8%の手当に関して、何かこう組合あたりと密約があつとるんじゃない

いかというような話でございますけれども、一切それはあっておりません。はい。これだけはもうはっきり申し上げます。

それから、副町長の退職金の件でございますけれども、これはやはり県も一応そこで退職させて町にというシステムではないということ、これは私も後で聞いたんですけれども、そういうことで、当初は当然区切りつけて町でまた退職金をとそういう考え方をしたんだと思いますけれども、それはやはり引き続きというような、県の続きというようなことでございます。

あと、時間外の管理につきましては、私としては、もうその辺は極力時間外勤務をしないようにというようなことで指導はしているし、全庁それでやっていると思いますけれども、詳細にわたってはまた担当より。

**○議長（後藤信八君）**

小野総務課長。

**○総務課長（小野龍雄君）**

副町長の退職金の件につきましては、町長のほうからも答えがありましたとおり、当初予算のほうで組むときに、うちのほうはあくまでうちで組まなければならないということで組まさせていただいておりますけれども、県との打ち合わせ、それから契約の段階で、そこは必要ありませんということで回答もいただきましたので、今回更正させていただいております。

それから、時間外につきましては、当然御指摘のとおり命令を重視いたしておりますので、上司の命令の中で動くようにしております。当然、その日の業務をやれなかった場合とか、それから計画的に余分な業務が入ってきたときにやらざるを得ない、そういった業務はあくまでも管理者のほうで見定めて命令を出しております。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

地区労とのやりとり、私が地区労の委員長だったらやりかねないからですね、紹介者に、係長に補職つけば、皆さん係長はつかないけれども管理職手当はつくからと私はやりかねないです。私が委員長だったら。やると思います。それが交渉ね。多分、町長ではやらないし、できないだろうと。それはわかりました。

ところで、でも参事はこれでいくとまさに処遇改善しかないし、例えば総務課長の下に持ってきたと、先ほど課長を筆頭課長であればどこかの課長から持ってこられるわけですから、多分。係長からそのまますぐ総務課長ということは通常考えられませんね。そういうことをするといろんな矛盾があるので、これは同僚議員からありましたけれども、ぜひ組み直しをしていただきたいと思います。

それから、時間外手当については、各課長、多分職員思っているのは、各課長が決裁をして出されるんだろうと思います。そこに時間外勤務管理勤務簿あるいは指令書、それがあるかどうかが再確認をしたい。

それから、この前ちょっと議員の研修のときに言ったんですけれども、私は車両運行管理指令書というのがないんじゃないかと思っているんです。明確な公用車をどこへどう動かしなさいという命令が出ていないのではないかと思っています。あるいは佐賀県へ行けと言ったときに、県庁に行ってこいと言ったときに。そこらあたりがあるのか。簿冊がちゃんとあるのかどうか。

それから、副町長については、これは多分退職金を支払われるのは最後は県で最後になる時だろうと思うんです。しかしながら、ここでちゃんと町の職員として、出向している、県から出向されているという形になっている。例えば自治法では副町長の任期は4年となっていますね。それが派遣とか何かになると2年である可能性があります。考え方として、それは県が一括して最後引き取ってそこで退職金を払うんだから県費から持ってくるよという考え方もあると思います。しかしながら、もうここへしっかり骨を埋めていただくんだからその間はうちでやるよと、規則上の問題があるかもしれませんが、考え方あるわけですね。そこをなぜ突っぱねなかったのか。いや、こちら側でやるんだと。金が出ないからいいんだという問題では決してないだろうと思うんです。例えば私は六本木から北熊の人事部長で行きました。それはもう同じ防衛省内のことですから、ところが、県と市町村は同じように地方自治体ですけれども、全然財源が違うんですね。そこらあたりをコンプライアンスと言われたけれども、副町長、どのようにお考えでしょうかという話なんです。

最後に、時間外勤務については先ほどのことと、それから参事についてはお願いと、実際もう組織論、それから町長の朝令暮改も甚だしい。この前15課から10課になったときに参事は設けないと言って、例外を1つ設けられたんですが、ことしの1月1日からやはり参事を5つ設けられたんです。もし参事が必要だったら、10課に全部参事を置かなければいけない。

筋が通らんじゃないか。定規がないじゃないか。そこあたりについてお答えをいただきたい。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

朝令暮改と言われれば、確かにあの当時、もう参事制度は廃止しようというようなことで申し上げた覚えもございます。しかし、先ほどから言っております、本当に緊急避難的など言いますか、そういう事態だということで、今回特別にひとつ参事をお願いしたいということをお願いしておるところでございます。いろいろ御意見もおありでございますけれども、私もこう8年間、9年目に入ってやっておりますけれども、やはり基山町の今の役場の現場、現状を考えますときに、やはりこれが参事を認めていただくということが住民サービスに支障を来さないと言いますか、そのためにはベターな方法だということで、あえて申し上げておるわけでございます。その辺のところをひとつ御理解をと言ってもなかなかかもしれませんけれども、私も確信を持って申し上げておりますものですから、ひとつ御賢察を、御理解をお願いしたいということでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。（「副町長も」と呼ぶ者あり）田代副町長。

○副町長（田代正好君）

退職手当組合の件なんですけれども、過去、県職員がこういうふうにしるしに出た場合、退職して出た場合は、そこそこで退職手当をいただいていたそうなんですけれども、そのことで結局住民の方、県民の方たちからの批判を受けております。要は、ほかの職員との整合性がとれなくなってくるので、そういうことで県としては統一して、退職して一応市町に行っても市町から退職手当を受けないと。そのかわり、県に戻ってから最終的には通算して退職手当を支給すると。そういう取り決めで今運用されているところでございます。（「最後に」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

それは理解できるところでいいんですが、私がお願いしたいのは、コンプライアンスの問題、法令規則に従ってきちんと基山町がしていただきたいということと、それから、参事に



については……何か言いましたか。明確な職務がなければ、これは職務分掌法にちゃんと明記されています、役割が。そこらあたりをしっかりと、しかも町長が決められた事項で改革としておいて、花火を上げられた事項ですよ。これは先ほど育てる人事というものがありまして、部下を信用してないんじゃないかと。これはちゃんと文書で引き継ぎになっています。引き継ぎがなくとも、そこに規則があり書類があればちゃんと仕事はできるんです。私もやってきましたから。ね。それから、非常事態だと、緊急避難だと、そんなことは何もないんですよ。小森町長の世界ではそうかもわからないけれども、行政の世界、県でも、あるいは国でも、今福岡市で30代の課長がいますよ。国家の課長でも38から課長になります。国家の本庁の課長というのは、県警本部長クラスですよ、県に来ると。それぐらい仕事ができるんです。信頼と愛があれば。よろしく願いいたします。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

先ほどから、先輩議員を初め、いろんな意見が出ています。人事案件です。本来では町長に与えられた最も大きな権限とも言って過言ではありませんけれども、そのことに対してこれだけの意見が飛び交っております。ですから、あくまでも予算案の変更ということで出ているわけですがけれども、先ほど副町長くしくも組織風土の話をされました。私もこの基山町行政にとって一番大事なのは、今大事なのはこの組織風土のことだと思っています。つまり、町長とどれだけ同じベクトルを持って動く人がいるのか。逆に、町長より違った考えで動く人がいれば、これは半々であればゼロになってしまうわけですよ。町長は先日も、自分はトップではなくてセンターでありたいというふうなことも話されました。そういった意味でも、センターで立つのであれば、私はこの140人の職員が同じベクトルを持って進んでいきたいと思っています。これだけやはり議会で取り上げられたということを踏まえて、改めてもう一度確認のためにお聞きします。今回、この参事職はどうしてもやはりやらざるを得ない案件でしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

言葉として、やらざるを得ないというか、やらないと滞るとか、そういうふうな意味じゃ

ございませんけれども、やはり私としては先ほどから言いますように、この行政をスムーズに持っていくということ、住民サービスに支障を来さないというような意味においては、やはりこれはぜひともやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにございませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

私は、人が育つのはその場所だと思います。条件だと思います。その働きのぐあいだと思っておりますので、町長は緊急避難とおっしゃいますけれども、それは2年前とか去年の話であればそうだと思うんですよね。また、そういうふうにその当時の課長さんたちも思われてそういう動きをされたんで、それはそうだと思っております。

ただこういう状況で、ことしが生まれてくるというのは何年も前からわかっていた状況でありますし、ましてや緊急避難の昨年から始まればもう1年間過ぎているわけですよね。状況はすごく大きく変わっていると思っております。その中で改めてこういう組織的な話をされるということは、非常にこの1年間何をされていたのかなというふうに思いますし、とてもそういうことが必要な状況ではないと私は思っております。災害が起きた北陸のほうでは年間の予算が10倍に膨らんだと。そのときの上司の方が部下を見て、10年後この部下がどんなふうに成長しているか楽しみであると、今非常に苦勞していると、手に負えない仕事をたくさん持ってやっているけれども、非常に苦勞していると。ただみんなの協力でなっている、市民も協力してもらっているという中で育っていくということなんですね。その準備は十分できた期間があったのに、いまだにこういう話をされているということに非常に不満でありますし、一体皆様は何をされていたのかというこの不信感も持ってきています。こういうものはやはり町民にもちゃんと我々のほうから話をしますので、伝わっていきますので、ぜひ再考をお願いしたいと思っておりますし、そのことを強く申し上げて町長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

この1年間、去年に引き続いてこういう事態がわかっておったのに何もやってこなかったというような、それは確かに言われればまさにそうかもわかりませんが、もっと翻っ

て言えば、これはもう20年も30年も前もこういうふうで、大体もう一度に退職に至るという  
ようなそういうことは予測できとったということかも知れません。それがずっとおざなり  
になってきておったということ、それで去年急遽と言いますか、やらさせていただいて、そ  
して、1年たっておるということです。さっきから言いますように、私は去年やって、それ  
はそれなりの効果があったというふうに感じておりますものですから、今度も、本当にさっ  
きから言いますように、やらさせていただければとそういう思いで今はまだおります。1年間  
何もしなかったというようなお叱りもあろうかとは思いますが、だからといって1年  
前から、じゃ、予算編成を教え込むとかそういう問題でもなかったと、本当にやはりその事  
に当たってみないとわからない部分というのあろうかというふうに思いますので、御理解  
をいただけないかというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、2時35分まで休憩します。

～午後2時24分 休憩～

～午後2時35分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

○議長（後藤信八君）

18ページ、2款1項6目、7目、8目、9目、11目、13目、企画費。大山議員。

○8番（大山勝代君）

6目企画費の地域公共交通会議委員報酬についてです。5人とおっしゃいましたが、  
その辺のどういう方がということと、それと、私が9月議会にコミュニティバスについて質  
問をしたときに、詳しく時間がなくて言えませんでしたけれども、みやき町の導入につい  
てのときいろいろ担当課の方に聞きに行ったりして勉強させていただいた中身で、ある程度  
の具体的なものが導入ができるときに、どうしてもこの場合はコンサルを入れなければ大変だ  
って、職員だけではもう本当に大変な難しい問題だと、みやき町では1年間コンサルをお願  
いして町民の要望に応えたというお話を聞いて、基山町ではそのコンサルについてはどう考

えられているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

地域公共交通会議委員につきましては、全体で12名を考えております。その中でここで上げております5名につきましては、一般旅客事業者、運送事業者、それから、その組織する団体の代表、それから町民の方から2名、それと、そこでします事業者の運転手が組織する団体の代表ということで、その方たち5名は民間の方になりますので、その方たちには報酬を払わなくてはならないということで5名計上させていただいております。

それから、コンサルのお話がありましたけれども、コンサルにつきましては、この会議を立ち上げまして、その中で地域公共交通確保維持改善事業、これに取り組むとするならば、その中でこの会議を経て、そういったそれに取り組むというようなことが求められております。それで、それで決まりますと、議員おっしゃいましたように、その調査が地域公共交通調査事業というメニューがございますので、それを活用いたしまして25年度にそういうふうな事業に取り組んでまいりたいとそういうふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

この12名のうちの5人ということで、ここで補正が含まれている分についてはいつから会議が始まって、それから、後で言われた維持改善についてが25年度ということですか。そうしたら、それを経て、26年度から予算化された上で今の循環バスから何らかの改善されたバスの運行という、そういう見通しになるのですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

会議は開催の月につきましては年を開けました2月か3月ですね、委嘱、それから任命関係がございますので、それを考えております。

その中で、先ほど言いました改善事業に取り組むということになれば、当然25年度の予算化ですね、その中でいろいろな調査を行いまして、それで話がまとまれば、いろいろな台数、

それから利用料、そういったものまでの話、そういった意見を取りまとめたものが決まれば、当然25年度からそのような運行になっていくものと思っております。

○議長（後藤信八君）

3回目ですか。大山議員。

○8番（大山勝代君）

確保維持改善というのはそんな短期間で終わるわけですか。例えば、みやき町の場合は1年間完全にかかっていますが。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

みやき町につきましては3町合併いたしておりますので、交通網と言いますか、そういったものが大変複雑でございますけれども、基山町は1町でございますけれども、その中で希望としては早い、実際的にそういった調査と言いますか、その調査で完了いたしまして、その中で、当然またそれを踏まえた公共交通会議というものにつきましては5回から6回から、その程度は開催をいたしまして、その中で合意ができませんと、先ほど申し上げましたいろいろな諸条件が解消しませんと運行ができませんので、まずは会議を25年度にはやはり五、六回は開催しなければならないというふうに思っておりますし、その期間がみやき町では1年かかりましたけれども、なるべく有効に調査事業を利用いたしまして、合意を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

6目の18節庁用備品費で、システムの入札減で160万5,000円ほど下がっているというふうを書いてあり説明をされたんですね。私はこれでちょっと、幾つかまだ100万台の減があるんですけども、ここでちょっとお伺いしたいのは、要するに、入札の最低価格というのは当然品質保証ですね。そうするために最低価格を設け、標準額というのは大体見積もりをするんですけども、これだけ下がるというのは、例えば1,000万のシステムであっても大体1割ですよ、減が。要するに、標準価格というか、基準価格が、見積もりがうまくいっていないんじゃないのかなと。例えば、基山町はいろんな入札のときに、事前にどれぐらいの価

格が適当かと業者に見積もりを出させますね、と聞いています。みずからが幾ら基準を、例えば建築基準は材料がこれくらいあったら幾らと見積もりが全部国の基準がありますが、こういう実際の地場でやるときはどうだという基準がなかなかないから、その見積もり方がどうなっているのかなというのがこれは疑問なんですけれども。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、予算の段階で見積もりをしたときには結構相当な金額がかかっていたんですけども、その後、業者決定の際に業者見積もりをしましたら、議員がおっしゃるとおり相当下がっております。ただそういう低価格の提示をしたところも、他市町村でも同じような事業をやっておりますから、品質には問題ないものと考えております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

いや、品質ではなくて、行政の見積価格の、要するに予算要求するときの金額の設定がどうかということを行っているんですね。要するに、これだけの力が本当にあるのかな、見積もりだけの。それは専門家いるのかな、こういうシステムなんかは。そこらあたりが私は疑問なんです。例えばプログラムであったらプログラム100ステップで1,000万だったかな、これは大分前の話ですけどもね、それぐらいかかるわけ。これがどういうシステムかわかりませんけれども、そこらあたりの基準値、予算要求するときの価格見積もりが本当に妥当ではなかったのかなという気がするんですね。それでちょっとお尋ねしたんです。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

予算のときちょっと高かったもので予算の要求は大きかったんですけども、その後、先ほど申しましたとおり、9社見積もりをとりまして、その中で2社が低くて5社が辞退で2社が当初の予算見積もりと同じような金額を出しておりますけれども、低かった2社につきましても県の事業を引き受けたりいろんなことをされておりますので、それについてはこの業者が能力を有しないという業者ではありませんので、問題はないかと考えております。

○議長（後藤信八君）

回答が違う。いいですか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

先ほどの地域公共交通会議にちょっと戻らせていただきます。今、循環バスが動いていますがけれども、この循環バスをどうするかという議論をここでされるのでしょうか。ちょっと1つまず確認させてください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

循環バスにつきましては、昨年の12月26日に循環バス検討委員会から4項目の意見書が出ております。それを踏まえまして、今まちづくりのほうでいろいろなセミナーとか職員が勉強とか何かに行きまして、その中で行きました維持改善事業に取り組んでいって、やはり検討委員会から出ております意見書の趣旨に沿ったそのような改善をやっていききたいというふうなことでございます。（「この会議の中で」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

済みません。この改善事業に取り組むには、この地域公共交通会議を開催してその中で決めていきませんと、この維持改善事業を活用するにはこの地域公共交通会議を必ずその中で決めていかなければならないということが条件になっておりますので、そのために開催をするということでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ということは、やはりこの循環バスを維持改善させるためにこの会議を開催するという認識だと思いますけれども、基山町の場合、この循環バスとコミュニティバス、この定義の違いというのは何かあるのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

国が言っておりますコミュニティバスが循環バスということで、同じことでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

この地域公共交通に関しては、確かに循環バスというのは大事な要素だと思いますけれども、もっと幅広い視点を見ながらやっていくことが、私は今望まれているのではないかなと思っておりますけれども、ここに循環バスをどうするかだけではなくて、本当の意味での地域公共交通というのはどうあるべきかというのを議論するべきではないかと思っておりますけれども、そのあたりはいかがですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

やはり路線バスとか何かそういったものが廃止になりまして、交通弱者といったもの、それから買い物とかそういったものの足となるものがないというようなことで困っている方もいらっしゃいますので、その点を踏まえたその地域の公共交通まで見据えた改善を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

今の答弁の続きなんですけれども、地域の連携とかということがあると、そうすると筑紫野とか小郡、鳥栖、久留米、そのあたりとも連携をとったものになるわけでしょうか。これは委員会で長野県に行ったときに、隣の隣の3つ、市があって自分の町があって村があると。村から出た者が市に行くときに連携でやっていったと。そのために住民の全ての地域からアンケートをとって全て調べて、連携ができるようにと要望を聞いてつくったということなんですけれども、そういうことを前提にして今考えていらっしゃいますか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）



議員おっしゃいましたその改善事業の中にメニューが幾つかあります。今議員がおっしゃいましたのは地域幹線系統ということだと思います。しかし、基山町が考えておりますのは地域内フィーダー系統ということですね。だから、この地域内フィーダー系統というものが充実されて、例えば鳥栖市、そういったものも充実されれば、それを幹線としてつなぐ。先ほど言いました幹線系統というそういったものは、将来的には可能であるというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

そうすると、また周辺の地域とも一緒に、今コミュニティバスとか循環バスとかやっていますよね、小郡、筑紫野とかも。そういうことも計画の今巡行しているとか、これからの将来のことも踏まえたところの別の段階ですよ、今のところの。その段階まで上がってから、将来ゆっくり考えてから計画をつくられるということによろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほど申しましたように、まずは地域内フィーダー系統、これを先に整備をしていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

一番下のふるさと応援寄附基金についてお尋ねします。これは今まで残高が466万1,000円ということですが、これについては、この基金で活用をされた事業をされたことは今までございますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

ございません。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

全国の方から寄附をいただいて466万というこれは、もうずっと積み立てて貯金して、安い金利をずっと0.01%で積み立てておくと。町長、これについてどういうふうにあるかという方針とかを出せとか、そういうことを指示されたことはございますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

現在のところ、これは早く何かにというようなことは言ったことはございませんけれども、私の心の中では、やはり基肄城か何かの活性化のために使えたらなという気は持ってはおります。そこまでは言うのはちょっとどうかと思いますけれども、そういうふうなことで何かにより有効に使いたいという気はいたしております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

こういう寄附者の思いでわざわざしてありますから、有意義な使い方をやはり、全部の方に理解していただいて、またこんないいことしてくれるなら、また寄附してやろうという方が生まれて、金利のえらい高い金利、やはりある程度活用すべきと思いますので、その辺は十分検討お願いします。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

ふるさと応援寄附金につきましては、25年度に何らかの形で利用をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

この関連です。今まで寄附金を送られてこられた方、この方々に何らかの、恐らく使っていれば、こういうものに使いましたという返礼なり何なり出されると思うんですけれども、

今まで、じゃ、一度も出されたことがないということですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

ございません。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

もちろんいただいたときにお礼状は出しておりますけれども、その後どういうふうにしたかという報告とかはしておりません。以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

町長、これは出すべきじゃないですか。「まだ今こうやって思考中です」にしる何にしる、本来このふるさと応援寄附金というのは単年度の計算ではないんですか。これは基金と言ったものの、単年度で償還していくものだというふうに私は思っていますけれども、基金ですか。

では、町長にお聞きします。今、ポロッと基肄城という話が出ましたけれども、実は、いろんな要望も来ています。そういう要望というのは町長のところに届いていますか。幾つかでも。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、そういう何かお知らせみたいなことを出しておるかということでございますけれども、それは実際に使っていないだけに、「ちょっと今プールしております」というようなことでわざわざ出しておりません。先ほど課長が言いますように、いただいたときには、私の幼稚な字でございますけれども、基山町長小森純一ということでお礼状は出してありますし、今たしか何かこれみたいなやつはちょっと一緒にお送りさせていただくというようなことはやっていると思います。ストラップとか何かで。

それと、特別何かに使ってくれというような、そういう住民の皆さんから要望は特にはあつてはおりません。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

次、行きます。

19ページ、2款2項1目、2目、徴税費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

20ページ、2款3項1目、戸籍住民基本台帳費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

21ページ、2款5項2目、統計費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

22ページ、3款1項1目、2目、社会福祉費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

23ページ、3款2項1目、2目、児童福祉費。河野議員。

○5番（河野保久君）

ちょっと私の聞き漏れか、確認なんですけど、社会福祉総務費の中の賃金の臨時雇賃金、実績見込み減のためというような説明を受けたと思うんですが、どういう実績を立てられていて、それがどう見込みが違ってきたのかというのをちょっと何か聞いたような覚えもあるんですけども、もう一回確認の意味で教えていただけますか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

この賃金の減額につきましては、放課後児童クラブの臨時雇賃金の年間所要額を、4月か

ら9月の支払い実績に基づきまして今後の来年の3月までの支払い予定額を算出をして、その差額としてこの238万4,000円の減額をお願いしているところでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

そうしたら、当初より時間が減ったということなんですか。そういう考え方でいいんですか。時間が減ったから、見込みが減ったから、減額を修正したと。当初はもっと時間いっぱい予算を組んでいたということなんですか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

実際に支払い時間としてもう少し長い時間を、人数も含めて、ということで見込みをしていましたけれども、実際の実績に基づいて今後の見込みを立てたところで減額の補正をお願いしております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

次、行きます。

24ページ、4款1項1目、3目、保健衛生費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

25ページ、6款1項1目、2目、3目、5目、農業費。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

2目の農業総務費、中山間地の直接支払いの分ですけれども、これはワイヤーメッシュですか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

中山間につきましては、今回事業といたしましては、地区で草切りとかそういうものの交付金でございます。この減額につきましては、ちょうど京ノ坪の集落面積、城戸1号線が道路改良に伴いまして面積が減った分で今回2万2,000円の更正をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

26ページ、7款1項2目、商工費。片山議員。

○9番（片山一儀君）

26ページの2目4節社会保険料は、これは計算誤りなんですかね。要するに、そのように説明を受けたと思うんですけども、社会保険料が13万1,000円少なくなっていますね。これは……。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これは緊急雇用の職員さんを当初囑託で雇っておりましたけれども、ちょっと事情がありまして臨時に変えましたので、その関係で社会保険料が不用になった分を落としております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

27ページ、8款2項1目、2目、道路橋梁費。河野議員。

○5番（河野保久君）

参考のために教えてください。不勉強で申しわけございません。法定外公共物機能管理事業補助金というのは、いわゆる里山だとかそういう、何ていうんですか、地目にならないようなものの管理という意味合いだと思うんですけども、もう一回その辺の説明だけ、どういう類いのものか、お教えてください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

法定外公共物と申しますのは……（「それはいいですから、その補助金って何ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

事業補助金の説明。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

それは、基山町法定外公共物機能管理事業補助金交付に関する要綱に基づきまして、それを管理していただく、改良していただくために、その事業費に対して30%を町のほうが補助しておる事業でございます。

○議長（後藤信八君）

具体的に何かある。（「事業の内容」と呼ぶ者あり）

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

いいですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これは京ノ坪水路をブロックを高さ3メートルで延長を71メートルされる工事でありまして、その全体の工事費が650万ですので、その30%の195万円を補助するものでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

次、行きます。

28ページ、8款3項3目、公園費。片山議員。

○9番（片山一儀君）

先ほどもちょっとお伺いした13節の委託料ですが、設計委託料が300万も減っていますよ

ね。これも見積額が私はこんなに減るということは普通考えられないですけども、そこらあたりはどうなっていますか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これにつきましては、当初何社かの見積もりをとっております。その平均の中で当初予算で600万を計上いたしておりましたけれども、それをやはり入札によりまして入札金額が241万5,000円でしたので、その差額を更正したということでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

要するに、それがおかしいんじゃないかと。600万からこれが下がったとおっしゃったんでしょう。それは私は見積もりを、要するに例えば業者に見積もりをとれば高くするのは当たり前ですよ。普通だったら、落ちれば高くもらえるわけですから。それを逆目に出てきますよ。それをきちんと評価できないというのがちょっと問題があるんじゃないかと申し上げているんです。今、業者を何社かとして平均値を出して、それを基準価格にして入札をされるんでしょうけれども、そのシステム自体がもうおかしいのではないかと。自分らできちんと、難しいですかね、計算するというのは、見積もるというのは。そういうことを言ったので、これだけ普通だったら減ることは疑問を持っていただきたいと思う。入札で減ったのはわかりましたから。いいです。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

同じ今のところで、工事請負費として398万ということで上がっているわけですが、これはもう具体的に工事を始めているということだろうと思うんですが、これはたしかまだ、私の記憶では、ワークショップとかそういうものを開いて町民の意見も聞いてやっているのに、もうやるのかというような感じもちょっとするので、ちょっとこれはどういうことなのか、具体的にどこの公園とか、前回9月議会やったですかね、前の議会で提案されておったと思うんですが、ちょっと説明ください。



○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ワークショップは10月15日と11月30日に開催いたしまして、それにいろいろな意見をお聞きいたしまして、それを今実施設計のほうをやっております。

ここで追加をお願いいたしておりますのは、先ほどありました委託料と工事費が補助事業で2,000万の枠の中の事業でしたので、委託料が下がった分を工事費のほうに回すということですね。それで、1年間の全体事業費の国庫補助事業が2,000万ですので、それで工事をやっていくということでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。ちょっと質問を……。

○12番（松石信男君）

だから、今工事を、具体的に工事費が上がっているわけですね、工事請負費で。上がっているから具体的に今どういう工事を、私はワークショップまでやって意見を聞いて、そして、その後計画されていると思っと思ったんですけれども、これは工事費と上がっているからもう工事をやっているのかなと私もちょっと思ったので、ちょっとその辺をもう一回説明ください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ですから、意見を聞いて今設計をやっておりますので、その分をまとめて追加して工事費に回していただきましたので、それを今から工事を発注するということでございます。（発言あり）

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

次、行きます。

29ページ、8款4項1目、下水道費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

30ページ、9款1項1目、2目、3目、5目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

31ページ、10款1項2目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

32ページ、10款2項1目、2目、3目、4目、小学校費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

33ページ、10款3項1目、2目、中学校費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

34ページ、10款4項1目、2目、3目、4目、社会教育費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

35ページ、10款5項1目、3目、保健体育費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

36ページ、10款6項1目、幼稚園費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

37ページ、13款1項1目、土地開発基金費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

38ページ、13款2項1目、諸費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

39ページ、14款1項1目、予備費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上で第44号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第7 第45号議案

○議長（後藤信八君）

日程第7. 第45号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の18ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、事項別明細に入ります。

事項別明細書の3ページ、歳入、6款2項1目、財政調整交付金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4ページ、8款1項1目、利子及び配当金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5ページ、9款1項1目、一般会計繰入金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6ページ、歳出に入ります。2款1項1目、3目、療養諸費。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

お尋ねします。寒くなって医療費高騰があると思いましたがけれども、ことしの補正額は全く医療費の上がりませんですね。現状の国保の医療費の動向といたしますか、もうことし、今年度は来年3月まで原予算で、大体今ごろ医療費の追加補正があるようですけれども、ことしは全然やっていないですけれども、ことしの原予算で3月までは医療費の支払いには支障はないという、どういう状況でしょうか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

国保の補正をお願いをいたしておりませんが、医療費につきましては9月に補正をお願いをしておりましたけれども、昨年度からずっと言ってきておりました25年度に一応引き上げをお願いするかもわかりませんということで、24年度につきましてはその準備に入るということをやらずにずっと言ってまいりましたけれども、いい面が出まして、医療費がそんなにかからなかったということで一応繰り越しが出まして、その分基金に積み立てをさせていただきました。24年度の予定では、基金の残額としては九千四、五百万になるんじゃないかなというふうに思っております。

それで、24年度の実績といたしましては、10月診療分を12月に支払いをいたしますけれども、10月診療分までを見ても、昨年と比較いたしますと平均で約450万ぐらい下がっていると。それで、年間にトータルいたしますと約5,000万ぐらい出てきやせんやろかというふうに、ちょっと今のところ私は思っています。それで、9月の時点で補正をお願いしました、23年度プラス5%増しということで国保の現計予算を組ませていただいております。それでも今23年度よりも四、五百万月平均でいけば安くなっていますので、5,000万プラス、23年度をプラス5%分を加えさせていただいていますので、その分が、今のままの医療費で推移をしていけば繰越金が出たのではなかろうかというふうに思っておりますので、ひょっとしたら26年度も改定をしなくても済むんじゃないかなというふうに、今のところ、あと3カ月間の医療費を見てもわかりませんが、今10月診療分が大体昨年は1億近く行っていましたので、グッとね上がるかなと思っていましたが意外と上がらなかったということがございまして、少し安心しているところでございますけれども、今のところ繰越金が大分出るのではなかろうかというふうにちょっと見通しを立てております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

担当課の御努力のたまものか、インフルエンザとかがないとかと思いますけれども、具体的に医療費が予算を大幅に下がるということは非常にいいことですが、担当課として

はどのようなふうな理由が考えられると思うんですか。今予算よりも医療費が下がっている原因はどのようなところがあると思いますか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

23年度を基礎にして24年度も組んでおりますので、その場合、23年度が異常に医療費が高かったということがございまして、24年度の最初の3カ月間はその23年度よりも上回っていたという、出だしの3カ月がですね、それで9月補正でまた23年度プラス5%ということで組みせていただいていたけれども、それから先がずっと23年度を下回ってきたということがございまして、何がどうなったかというのは詳しく分析はいたしておりませんが、月平均で見ても一応そういう推移になっているということでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7ページ、2款2項1目、高額療養費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8ページ、3款1項1目、後期高齢者支援金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

9ページ、6款1項1目、介護納付金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

10ページ、8款1項1目、特定健診事業費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

11ページ、8款2項1目、2目、保健事業費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

12ページ、9款1項1目、基金積立金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13ページ、12款1項1目、予備費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第45号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第8 第46号議案

○議長（後藤信八君）

続きまして、日程第8、第46号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の21ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

第2表、23ページ、地方債補正。片山議員。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

債務負担行為補正ということで出ているんですが、これは当初予算のときに厚生産業委員会でされたんだと思うんですけども、ちょっとびっくりしたんですね。これで変更前、変更後が2,032万8,000円、役場でできないのかなと、公共企業会計が。今までずっと前から、今は政令指定都市までは全部それをやることになっておりますね。県も。ところが、市町村もそういう形になっているから準備をという話を私はここでしてははず、質問してきたんですけども、準備をしているという話だったんです。開けてみたら、委託の準備をされておったんですね。例えば3級簿記、鳥栖商業を出れば2級簿記まで取れる人がいると思うんですけども、3級の商業簿記を取っておれば、6けたのバランスシートまで読めるはずなんですよ。それぐらいのことが準備でちゃんと職員の養成をしておけば、これは財政課なのか、

会計管理者なのかわからないけれども、ここあたりはちょっとやれるんじゃないですか。自分のところで準備した1年間なり1年半なりの期間があるわけですから、職員養成をすれば。そうすると二千何百万という金は無駄遣いじゃないかと思うんですが、どうですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

この企業会計移行業務の中には、まずは今入っております下水道のいろいろな管、それからコミュニティ施設、そういったものの評価も入っております。それから、それを企業会計の簿価そういったものに換算していくわけです。それから、今度はそれを移行したときのシステム開発といいまして全部を電算処理、そういったものも入っております。そして、その整備を図るためには、やはりここでも上がっておりますように3年間かかりますので、それを今のおります職員でやっていくというのは、何と言いますか、職員の数にやはり限度がございますので、これはこういう業務委託を活用したほうが利便性があるのと、今、先ほど議員おっしゃいましたように、これを国も相当進めております。それでこの事業に投入します一般財源の分は地方交付税の措置がなされるというふうなことでこの事業に取り組んだ経緯がございますので、その利点を生かしながらこの移行業務をやっておるといってございませう。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

おっしゃるその回答は前回も受けました。確かに財産評価をするのは多分難しいだろうと思います。全部下水道管から排水管からの評価は委託をしなきゃいけないかもわからない。公企業会計のソフト自体はあるわけですよ。ほかでも持っているはずですよ。国がやっているんだから。それをあと入力して、バランスシートなりプロフィットチャートなり減価償却なり全部やっていくのはできるはずですよ。大体一番最初のものではない。公企業会計は財産評価をしなきゃいけないから。それで減価償却をしなきゃいけないですね。減価償却だって定率法でやるのか定額法でやるのかわかりませんが、そういうシステムは非常に簡単に、難しいのはそこだけ、最初の評価だけです。評価ができれば、あとは全部プログラムどおり減価償却すればいいんだし、帳簿上はこれは全部決まりがあるわけですから、

この公企業会計はですね。それを勉強すれば私はできるだろうと思うんです。努力すればいいんです。人がやっているんだからやれるんですよ。ね。できないとっていたら、そこからもうできなくなっちゃうんですよ。それができないと思ったときからもうできない。この前、ジョウコウさんがその話をしていました。やれないと思ったときからやれない。富士山に登らないと思ったらもう登れないんですよ。登ると思う限りは登れるんですよ。それで努力するんですから。全部ができるとは思いませんけれども、ちゃんとそこらあたりを仕分けをして、補助金もそういう形で国はちゃんと考えているはずね。このところはできないだろうからこういうふうに補助つけるよと。そのかわり公企業会計に移行しなさいよとこういう話で、やはりそこらあたりはちゃんとやってもらわんと税金の、要するに全額負担じゃないですからね。補助金もこちら出さなきゃいかんわけですから、そういうシステムになっているんだから。もう少し御研究をお願いして、きめ細かな仕事をお願いしたい。

○議長（後藤信八君）

何かありますか、答弁。要望ですか。いいですか。林議員。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ちょっと8節の報奨金ですが、これは受益者の負担金の……（「まだ入っとらん」と呼ぶ者あり）ああ、まだ入っとらん。ごめんごめん。

○議長（後藤信八君）

まだ款別に行ってませんよ。第2表よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

じゃ、事項別明細の3ページ、下水道。歳入、3款1項1目、下水道国庫補助金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4ページ、5款1項1目、財産運用収入。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）



5 ページ、繰入金。6 款 1 項 1 目、公共下水道基金繰入金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6 ページ、6 款 2 項 1 目、公共下水道一般会計繰入金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7 ページ、9 款 1 項 1 目、公共下水道事業債。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出、行きます。8 ページ、2 款 1 項 1 目、公共下水道事業費。8 ページ。林議員。

○11番（林 博文君）

8 節の報償費ですが、受益者負担金の一括納入報奨金18万3,000円ですが、これは宅地あたりに平米当たりでとられたところに、5年間とかそういうのを分割払いをされるのが一括して払われたところに払われておる報奨金だと私は認識しておりますが、こういうのを何でずっと続けているのかなというふうを感じるわけですが、今後もこういう報奨金を出されるものか。要は、基山町としては3年前ぐらいに廃止になりました固定資産税とか町県民税、それから国民健康保険とか、そういうのを4月5月に納めると大体前納報奨金というのを差し引きで納めておったわけですが、この下水道だけ何で一括に対しての報奨金を出されておるわけか。それをちょっと聞きたいと思いますが、そして、あと続けていかれるものか。整合性。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今、議員おっしゃいますように、その報奨金を今後も継続させていくのかと、ある一定の開発と言いますか、整備と言いますか、それが一段落今はしましたので、それを今後も続けていくのかといったものはしばらく検討、25年ぐらいまでは検討をしていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この報奨金については、それはもう加入されておるところも加入されてないところも、下水道引けば一括して払えば、前もって払われるから報奨金を今まで払っておられたわけですが、住民から見ればここまでして、税の公平性というような形から見れば、当然これは払っていただいて下水道なり水道なりを自分の自宅のほうに引くわけですから、その代金ですから、私はこういう報奨金についてはもう見直すべきじゃないかというふうに思います。町長もどういふような考えを持っておられますか。これは前は固定資産税の前納報奨金とか、みんな廃止されたと思いますが。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

負担金については税との性質とは全く違いまして、税は単年度に同じ基山町の面積の中に賦課をしますから、前納したら報奨金、それはもう全部平等にありますので、当然なくすならその年度からなくせば次の賦課は全部にはかかってこない。下水道の受益者負担金というのは、基山町の面積の20年度はこの部分をします、21年度はこうしますということですから、20年度の人だけが前納報奨金の価値を受けるといふのには問題がありますから、その制度が全部かかった時点でなくすのはいいと思いますけれども、その辺については年度の問題があるということで税とはちょっと違うと思います。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第46号議案に対する質疑を終わります。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第9 委員会付託

○議長（後藤信八君）

日程第9．委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（後藤信八君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ございませんか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

この議案だけだったらいいんですが、私、議会運営委員会を2回とも傍聴させていただきました。請願の取り扱いについて議論されていたんですけども、それについてはこの議案ではないから出されていないと思うんですけども、非常に感心をしたと、こんなことを言ったら失礼かもわかりませんが、あの中で非常に議題になったこの請願について、議運の委員長である重松議員は、きちんと地方自治法の第117条を理解をされて、請願の取り扱いについては副委員長の品川議員に交代をされたんですね。この付託表はいいんですけども、そこらあたりはどのようにされるのか。

というのが、この請願表の問題点が多過ぎる。請願自体に問題はないんですけども、1つは、議運でもそう言われたように、総合計画、都市計画とかいろんなことに関する事項で単独のことで……

○議長（後藤信八君）

片山議員。請願の付託はきょうはしていません。20日にします。

○9番（片山一儀君）

わかりました。じゃ、そのときに申し上げます。

○議長（後藤信八君）

付託について御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後3時32分 散会～